

平成 29 年度第 3 回個人住民税検討会

日時：平成30年 1 月30日(火) 15：00～

場所：総務省 共用会議室 3

1 開 会

2 議 題

- (1) 個人住民税の現年課税化
- (2) 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化
- (3) 特別徴収の推進

3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 株式会社MM総研提出資料
- 資料 2 武田委員提出資料
- 資料 3 個人住民税の現年課税化に関する中間とりまとめ
- 資料 4 小笠原委員提出資料
- 資料 5 室委員提出資料
- 資料 6 特別徴収の推進について

第3回 個人住民税検討会

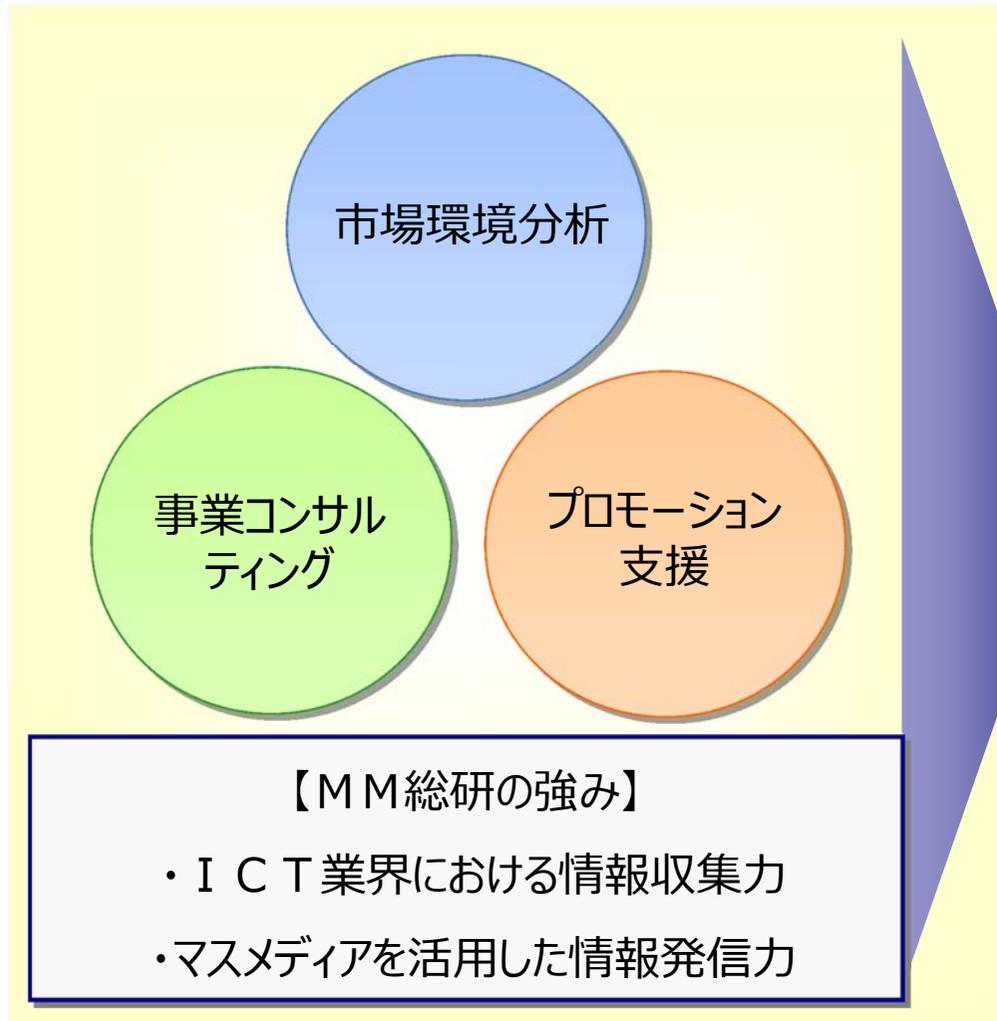
企業等におけるシステム化の動向

2018年1月30日

1. MM総研 会社概要
2. 国内クラウドサービス市場
3. クラウド給与計算ソフト市場
4. 個人のスマートフォン所有率
5. まとめ

1. MM総研 会社概要

MM総研は、ICT業界のお客様に、市場調査、コンサルティングサービスを提供、幅広い情報収集力、独自の情報発信力を活用してお客様の事業を支援します



ビジネス領域

- 携帯電話／スマートフォン市場
- PC・タブレット市場
- ウェアラブル端末/IoT市場
- ブロードバンドサービス市場
- MVNO市場
- ネットビジネス/コンテンツ市場
- クラウドサービス市場
- システムプラットフォーム市場
- SIソリューション市場
- ビッグデータ市場
- スマートエネルギー市場
- その他 ICT 関連市場

社名	株式会社 MM総研
沿革	1996年6月 株式会社マルチメディア総合研究所設立 2004年7月 株式会社MM総研に社名変更

資本金	2,000万円
-----	---------

所在地	東京都港区芝公園2丁目6番3号 芝公園フロントタワー5F
-----	---------------------------------

代表者	代表取締役所長 中島 洋
-----	--------------

- | | |
|------|--|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●マーケティング・リサーチ業務の実施 ●コンサルティング業務 ●月刊ICT情報誌「M&D Report」の発行 ●「MM総研大賞」の企画運営 ●各種セミナー、展示会 |
|------|--|

中島 洋（なかじま ひろし） 略歴



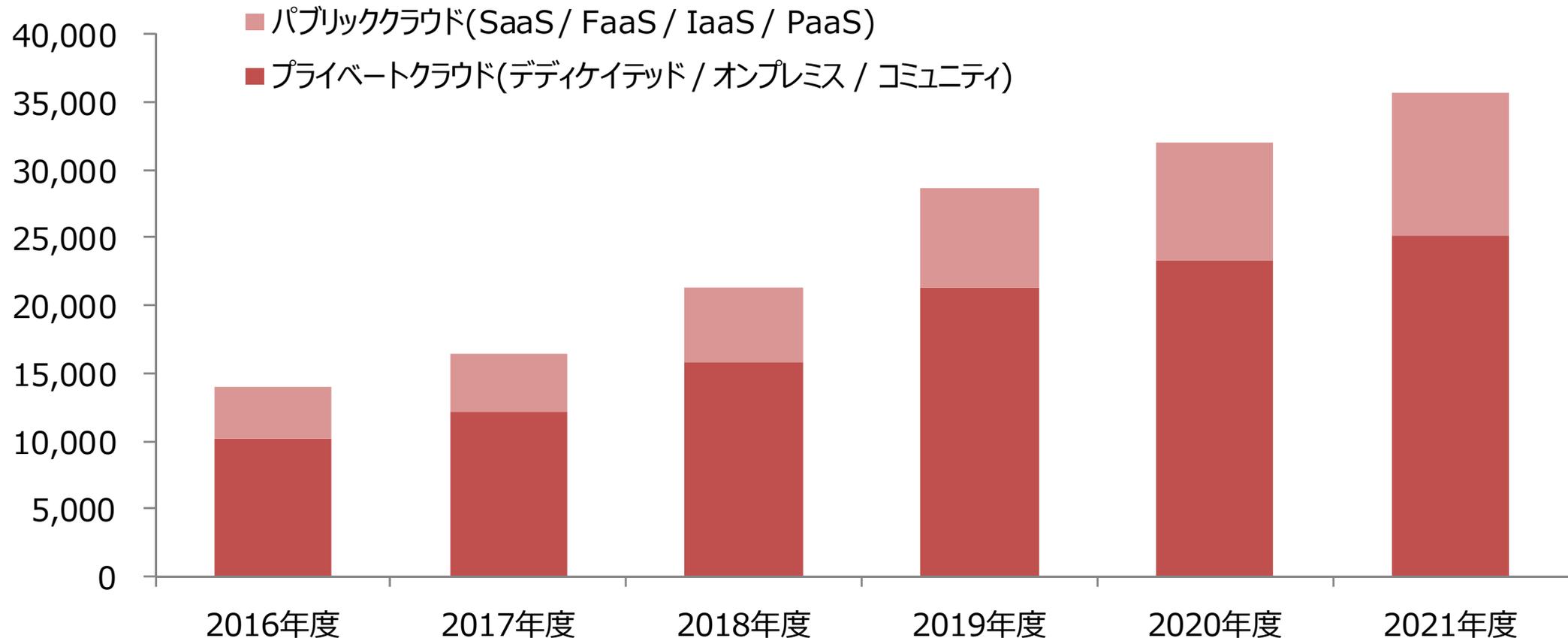
- MM総研 代表取締役所長
 - 国際大学(グローコム)主幹研究員/教授（併任）
 - 全国ソフトウェア協同組合連合会 名誉会長
 - 日本個人情報管理協会 理事長
 - 経済ジャーナリスト・美ら島沖縄大使
- 1947年生まれ 東京大学大学院（倫理学）修士終了
1973年 日本経済新聞社入社。ハイテク分野、企業経営問題などを担当。
途中、日経コンピュータ、日経パソコンの創刊に参加
1988年 日本経済新聞社 編集委員
1997年 慶応義塾大学教授 大学院政策・メディア研究科(～2002年)
1998年 日経BP社 編集委員（～2008年）
2003年 MM総研 代表取締役 所長（現任）
2005年 IPA（情報処理推進機構）未踏事業審議委員（現任）
2006年 企業情報化協会(IT協会) 研究会主査（現任）
2006年 ASPIC顧問（現任）/ASPICアワード審査委員長（現任）
2007年 全国ソフトウェア協同組合連合会 会長（～2017年）
2009年 総務省ASP・SaaS データセンタ促進協議会副会長（現任）
2009年 沖縄振興審議会・専門委員(～2012年)
2010年 国際大学評議員・理事(～2013年)
2013年 日本個人情報管理協会・理事長(現任)
2014年 日本テレワーク協会 テレワーク推進賞 審査委員(現任)
2016年 IoT検定制度委員会委員長（現任）
2017年 全国ソフトウェア協同組合連合会名誉会長（現任）
2017年 沖縄ITイノベーション戦略センター（設立準備室）
ファシリテーター(現任)

2. 国内クラウドサービス市場

- 2016年度の国内クラウド市場は1.4兆円（前年度比38.5%増）
- コストメリットやスピードメリット等を背景に、社内の既存システムのクラウド移行が加速

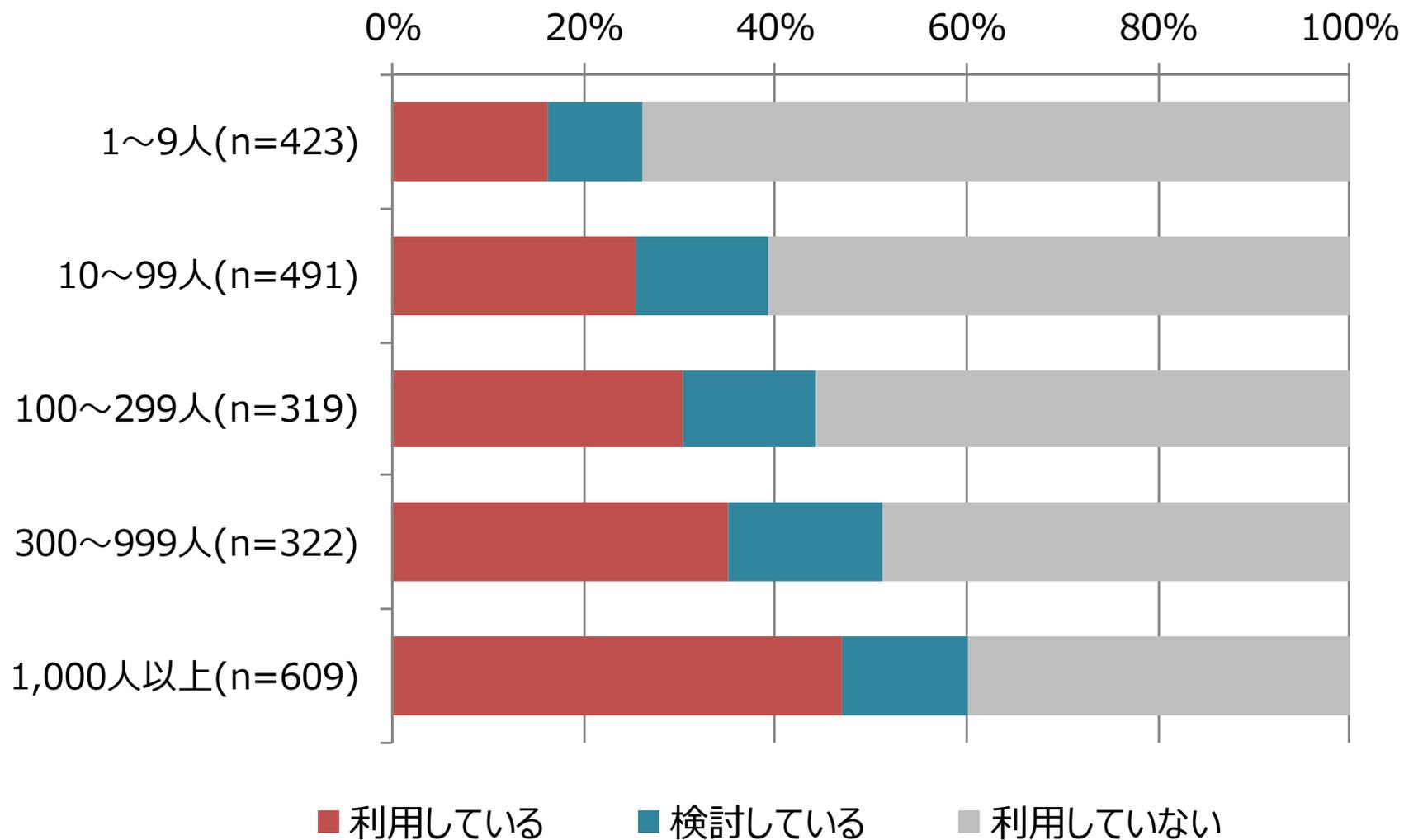
(億円)

国内クラウドサービス市場規模 実績・予測



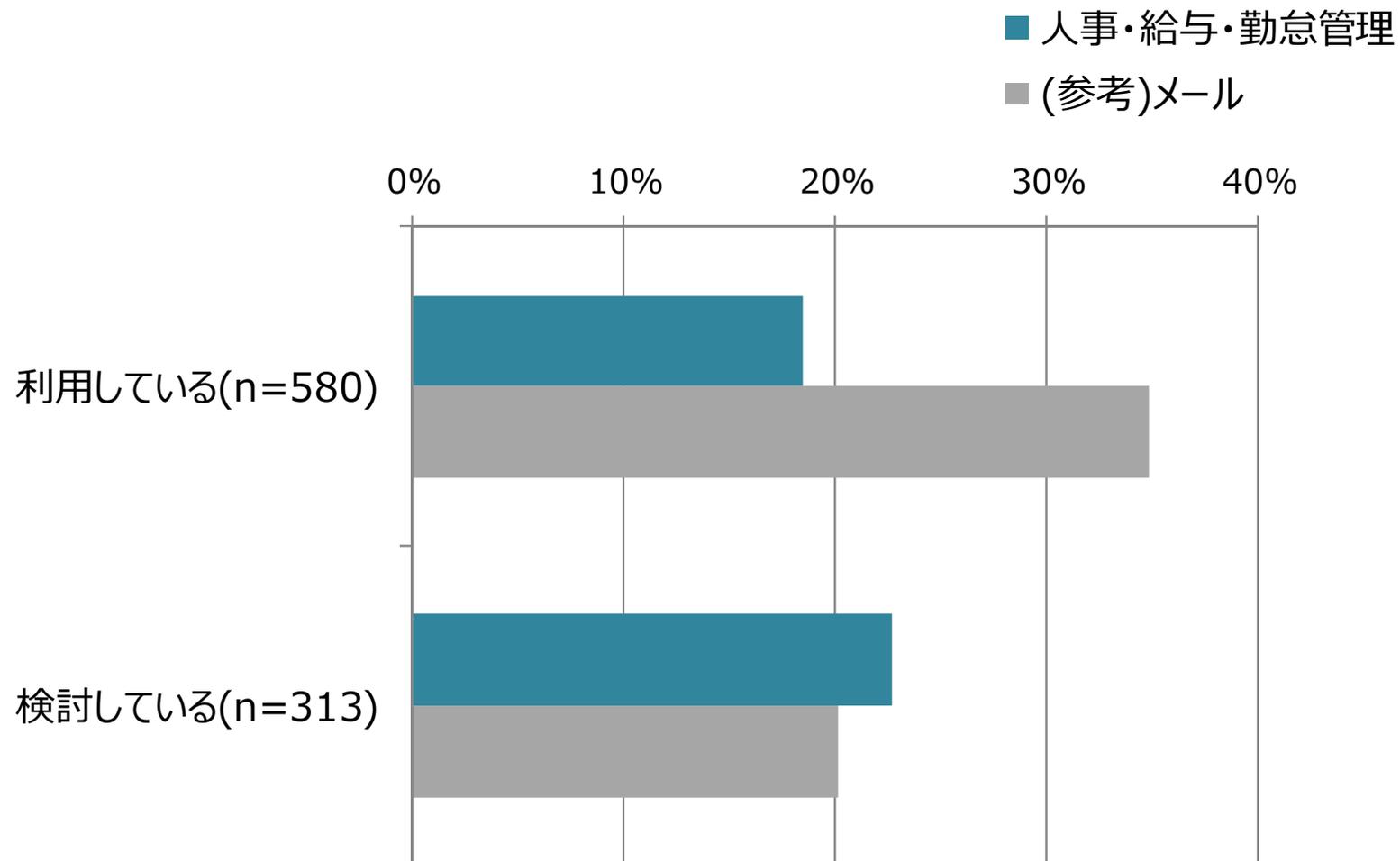
- 従業員規模が大きくなるにつれて、SaaSの利用率は高い

従業員規模別 SaaS利用状況



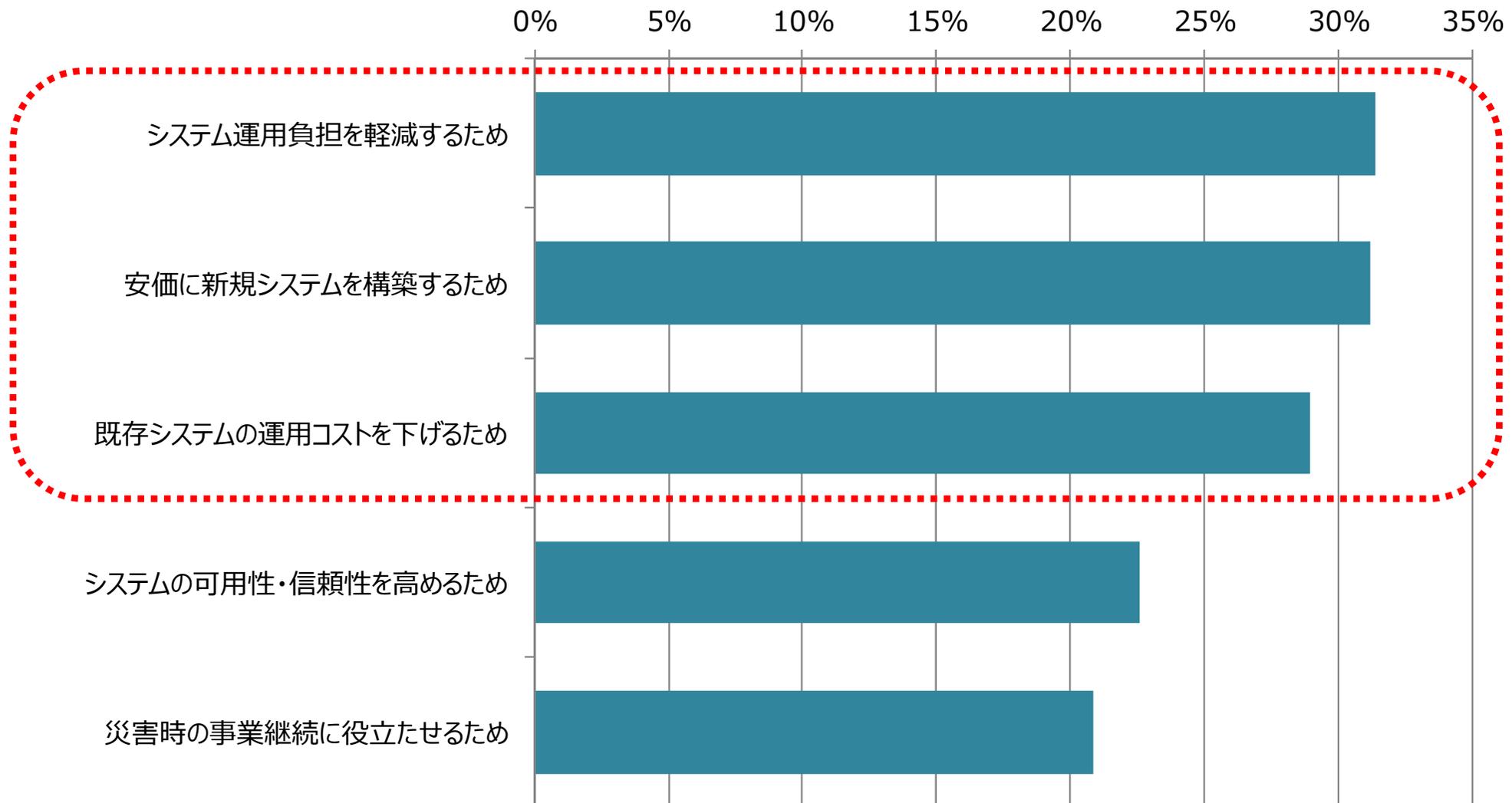
- SaaS検討者の2割以上が、人事・給与・勤怠管理に投資予定

SaaSの利用・検討分野



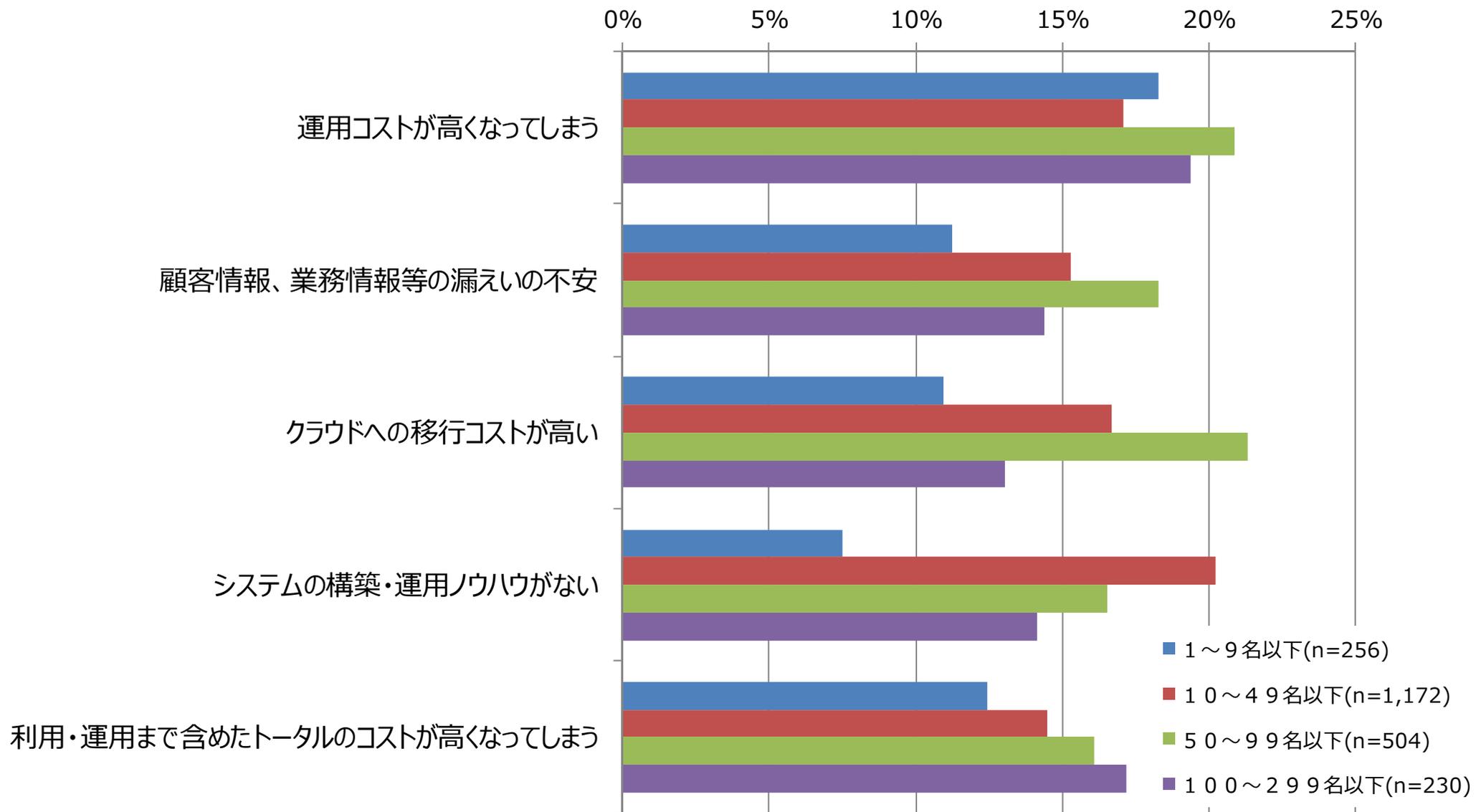
- SaaSの導入目的において、運用負担の軽減とコスト削減の項目が約3割を占める

2017年 SaaSの導入目的(n=580)



従業員規模別

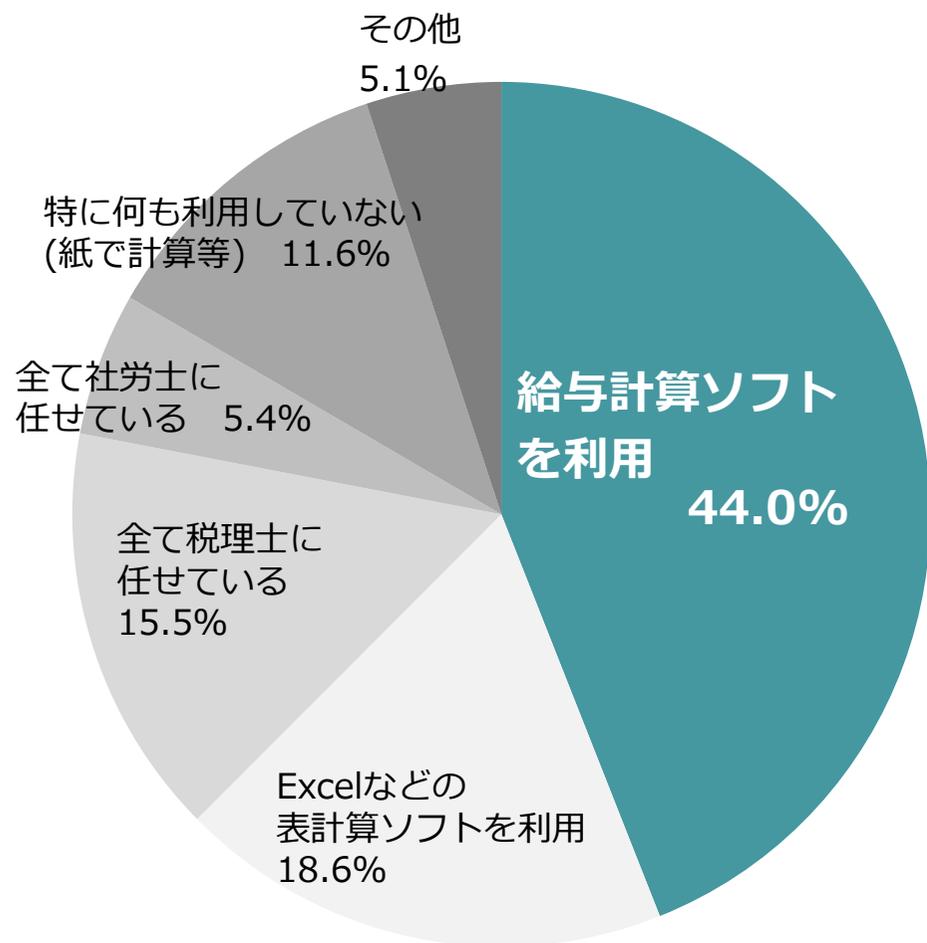
クラウドサービスを利用・検討しない理由



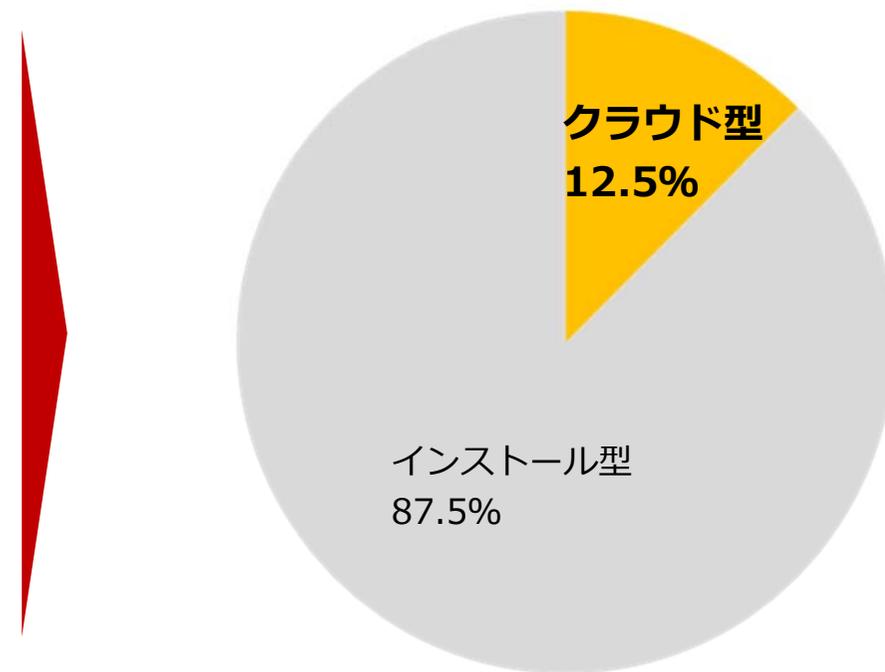
3. クラウド給与計算ソフト市場

- 従業員300人未満の中小企業等では、給与計算ソフトの利用は約 4 割
- 給与計算ソフトの利用企業においては、クラウド型の利用が 1 割程度

給与計算業務の方法 (n=4,168)

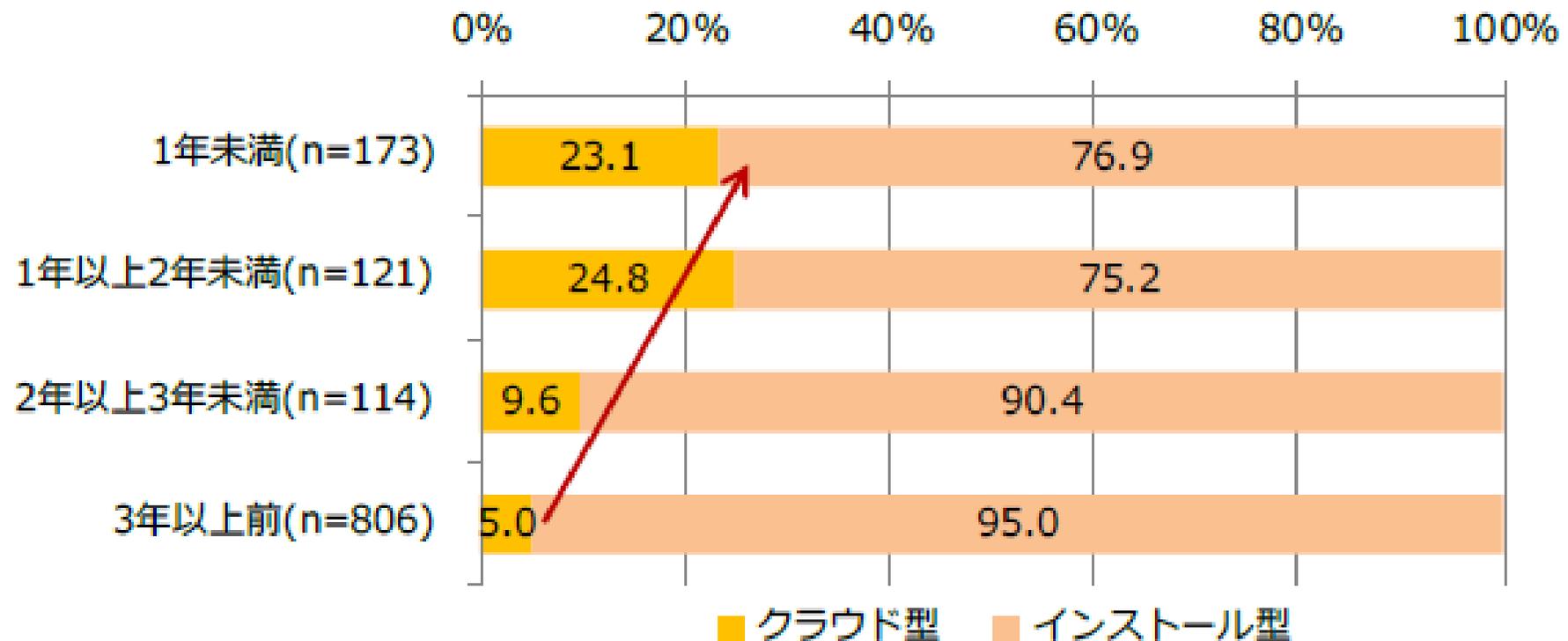


給与計算ソフトの導入形態 (n=1,833)



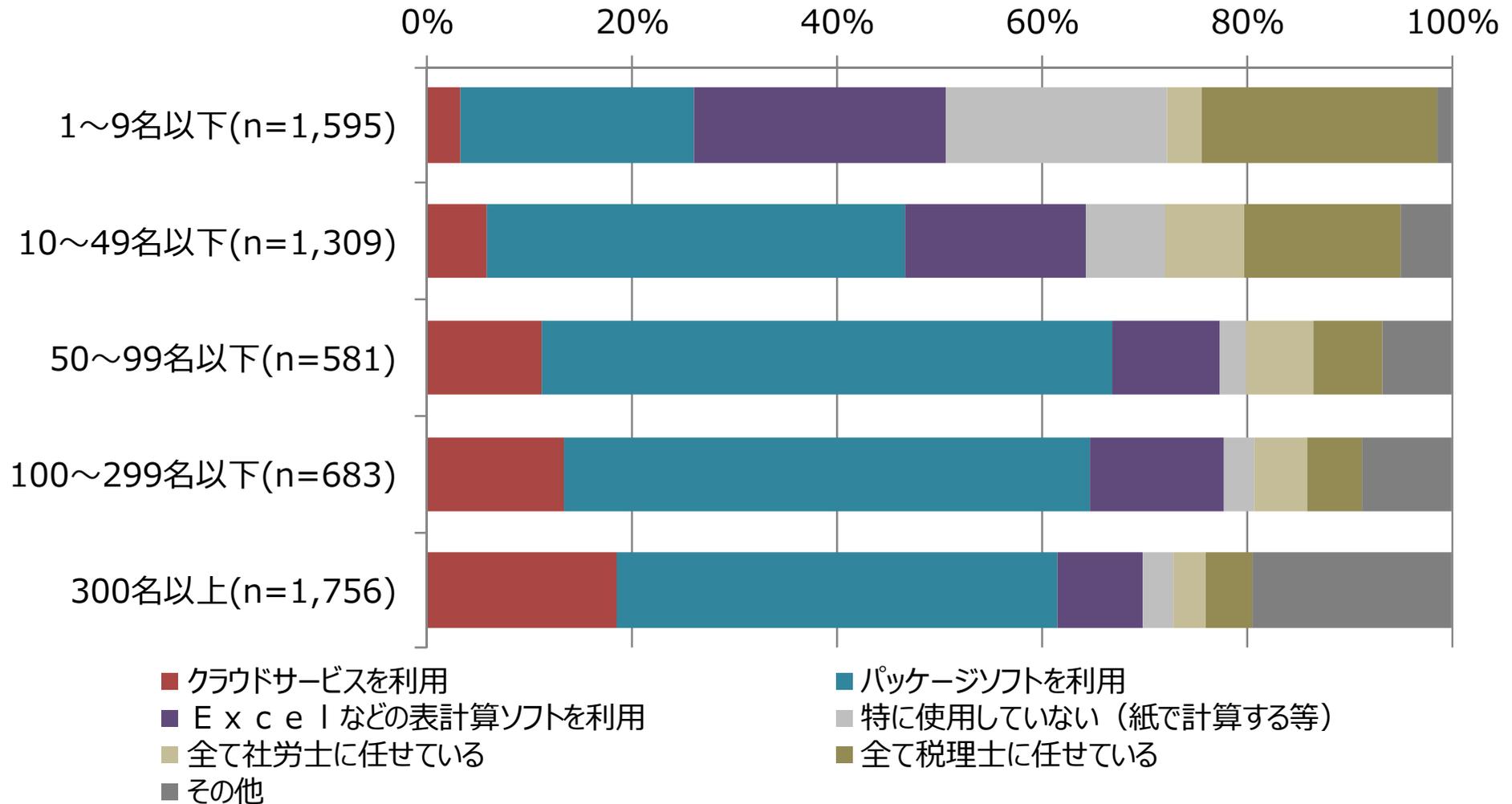
- 2年以内に給与計算ソフトを購入した企業の4社に1社程度はクラウド型を選択
- クラウド給与の普及が進みつつあると言える

給与計算ソフトの購入時期別導入形態 ※従業員数300名未満企業



- 従業員規模数が小さい企業ほど、給与計算の業務のクラウドサービスの利用率は低い
- 1～9名以下の企業は、Excelでの計算や特に使用していない割合が5割弱

従業員数規模別 給与計算の業務方法

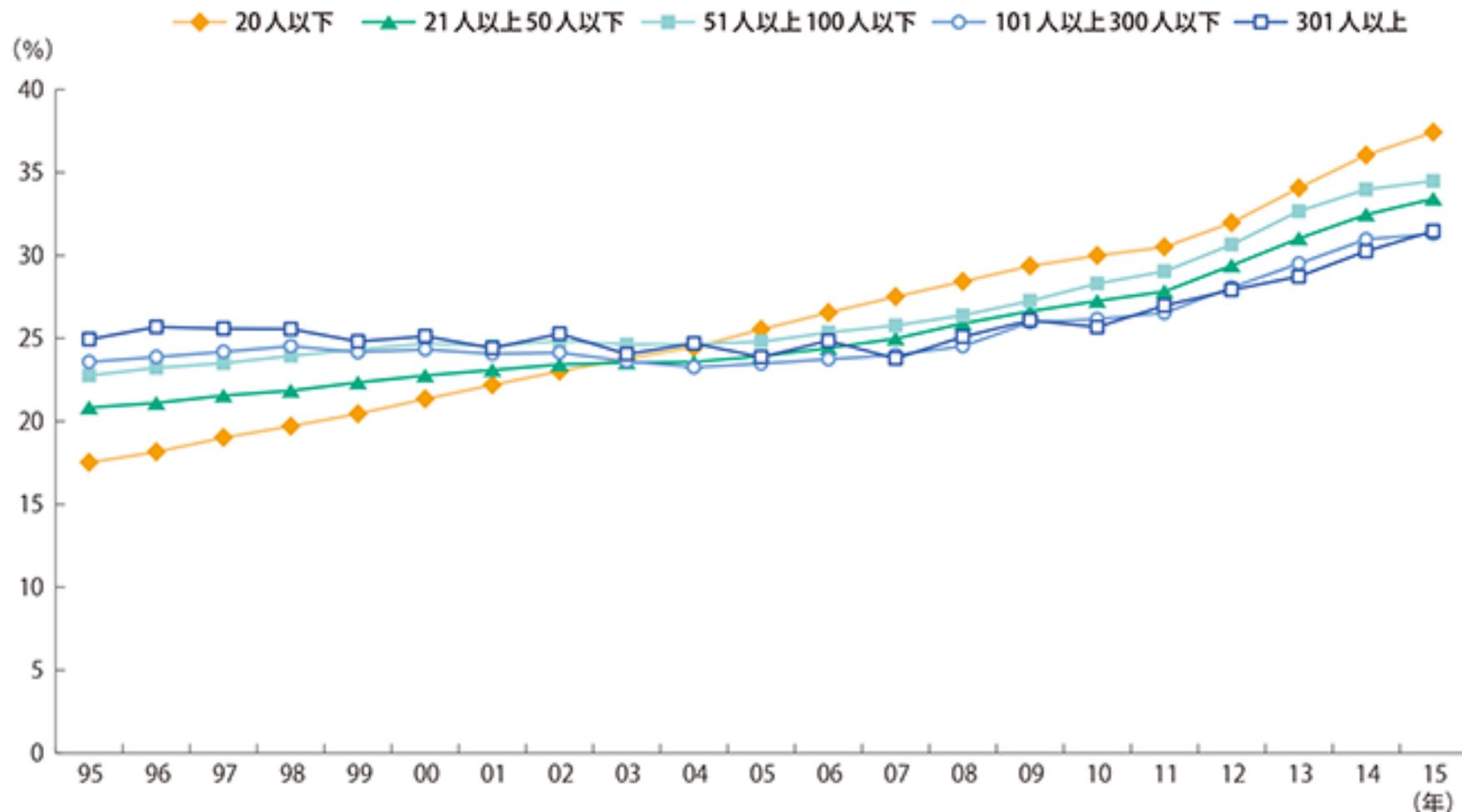


出典：MM総研 2016年3月クラウド給与計算ソフト市場調査

- 1995年では、従業員規模が20人以下の企業において、65歳以上年齢の割合が最も低かったのに対して、2015年では、同規模の企業で、65歳以上年齢の割合が最も高くなっている。
- 企業規模が小さくなるに従い、企業内の新陳代謝が進んでいない傾向にある。

出典：2016年版 中小企業白書

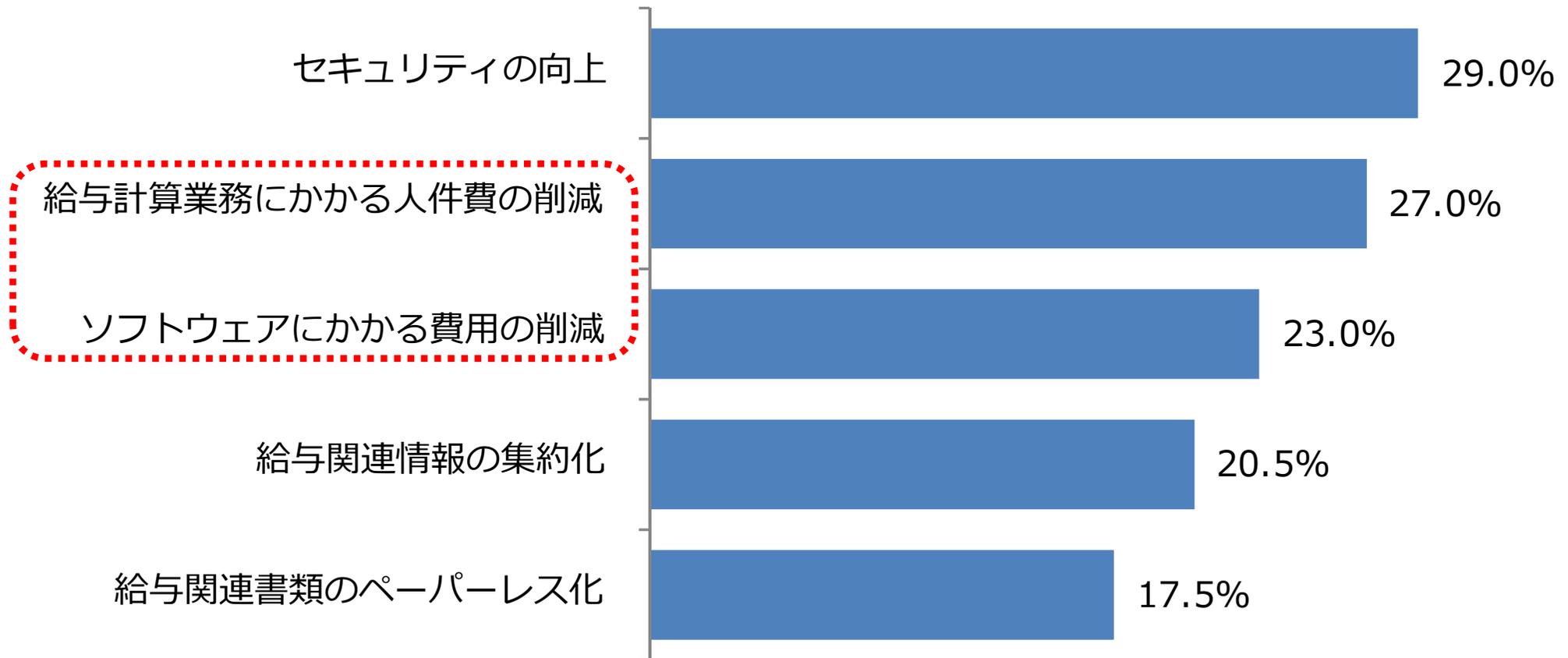
従業員規模別に見た中小企業経営者の65歳以上年齢割合の推移



- クラウド給与計算ソフトの導入目的は「セキュリティの向上」が29.0%と最も高い
- 次いで「人件費の削減」や「ソフトウェア費用の削減」などコストに関する項目が続く

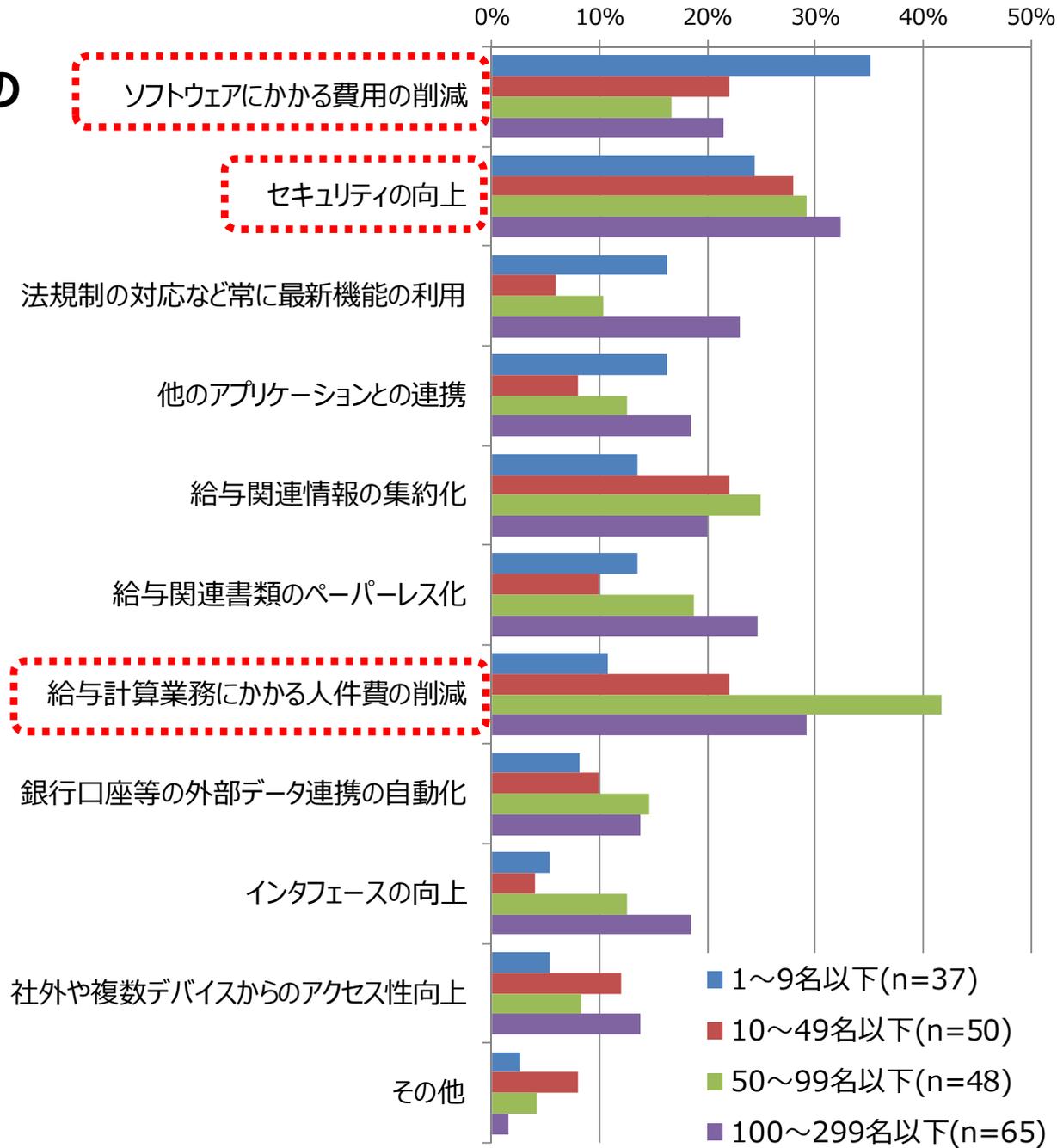
クラウド給与計算ソフトの導入目的(n=200)

上位5項目



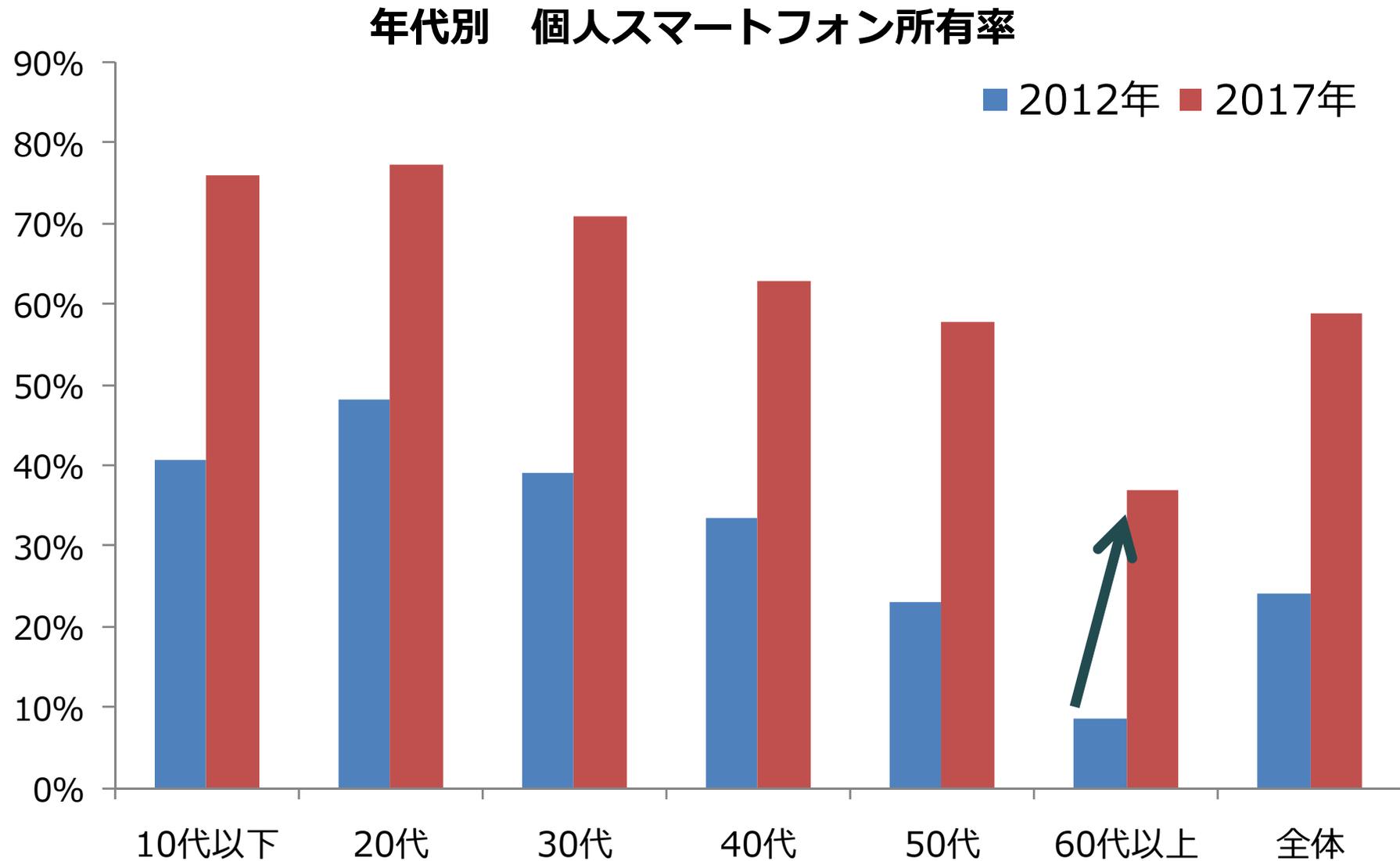
従業員規模別

クラウド給与計算ソフトの導入目的



4. 個人のスマートフォン所有率

- 2012年に比べ、2017年のスマホ所有率は上がっている
- 高齢層のスマートフォン所有率も増加している



5. まとめ

①クラウドの普及

- システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでいる。
- クラウド型給与計算ソフトの利用が増えてきており、中小企業における普及が見込まれる。

②スマートフォン所有の拡大

- スマートフォンの所有率は年々拡大しており、高年齢層の所有率も高まっている。
- 経営者の高齢化が進む小規模企業等においても、スマートフォンを活用してクラウドサービスを手軽に利用することができる。



中小企業等において、給与計算のシステム化(クラウド活用)が進み、個人住民税の現年課税化における税額の計算・年末調整の事務負担が軽減される可能性がある。

<個人住民税の現年課税化について>
中小企業の納税事務の I T 化

平成30年 1 月30日

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング

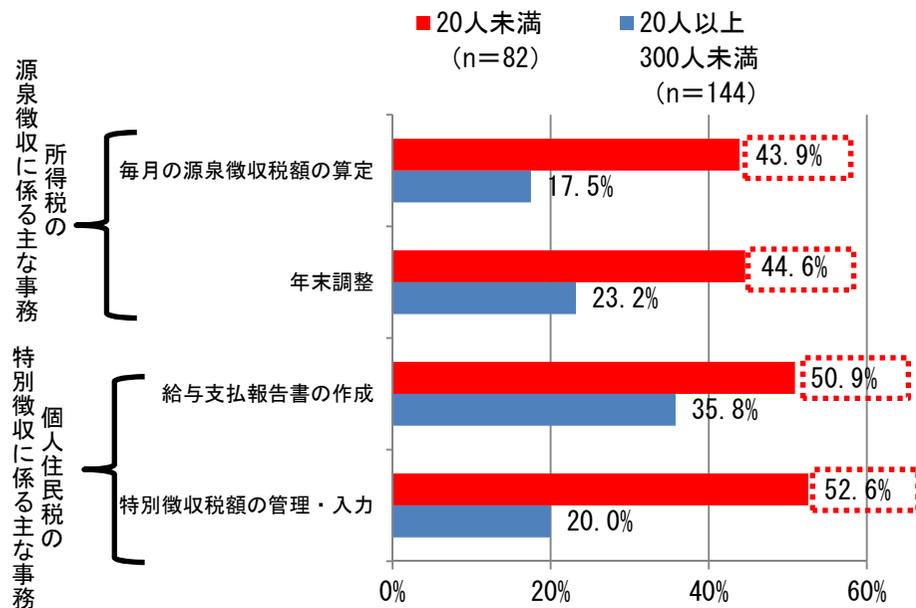
代表取締役社長 武田 健三



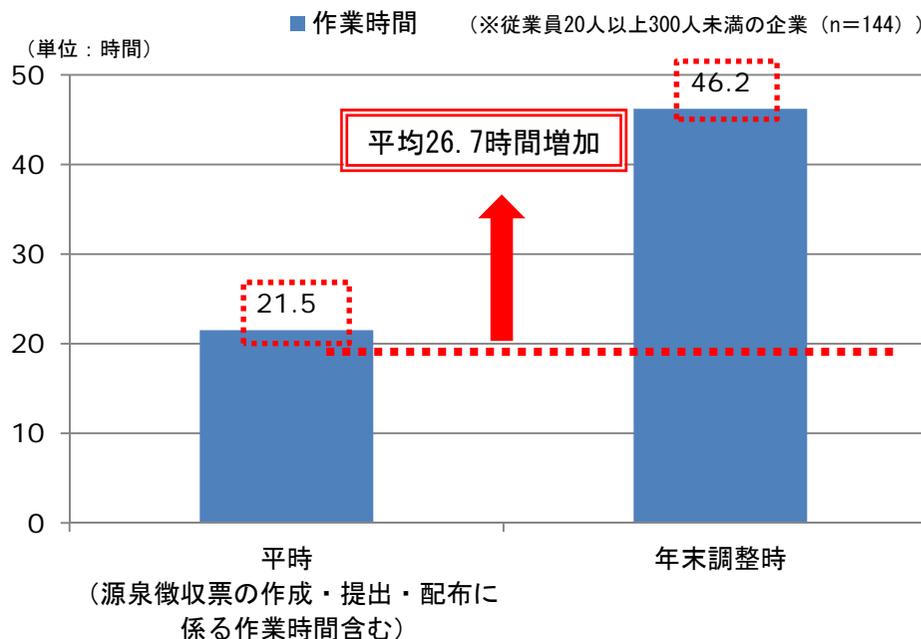
1. 所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る事務負担の実態

- 企業規模が小さい程、作業をシステム化していない割合が増加。小規模企業では、半数程度が手作業で事務を行っていた。
- 従業員規模が一定以上の企業は年末調整事務に多くの作業時間を要していた。

①従業員規模別に見た「作業をシステム化していない（手作業）企業」の割合



②中小企業（※）における「所得税の源泉徴収に係る月の作業時間」の「年末調整」による増加



小規模事業者の声

【飲食業 従業員4名（家族経営）】

- 年末調整と源泉徴収簿の作成は、店の仕事と家事が終わった後の限られた時間にしか作業ができない。年末年始はかき入れ時で、さらに普段はやらない出前にも対応する。その中で短期間のうちに作業を終えなければならないので心理的にも負担。現年課税化で新しい事務作業が発生するのは困る。それで税金が安くなるというのか？
- 電子申告について調べたが、年に1回の申告のためにカードを作ったり、難しい手続きをしようとは思わない。

2. 中小・小規模企業の声

【事業内容：ビルの管理、清掃、設備保守 従業員770名】

- 従業員の大部分は百数十か所の現場に直行直帰しており、担当者と従業員がFace to faceでやり取り出来ないため、控除申告書の記載内容の確認に苦労している。
- 高齢者を多く雇用しており、携帯電話を持っていない人も少なくない。従業員のITリテラシー、税務知識が不足している。
- 現場では従業員との個別の契約（1年契約）で給与が決まっている。また客先（ビル）毎、職種毎に仕事内容や勤務形態が異なる。欠勤者の発生によるシフト調整も頻繁。したがって、各客先との契約内容と現場の勤怠状況を把握している管理職が、現場毎に手作業で給与計算を行っている。

【事業内容：タクシー業 従業員280名】

- 従業員に分かる人が少ないので、教えなければいけないが、他に色々とやらなければいけないことが多いので、マンパワーが足りない。また、従業員にも電子化できる人とできない人がいるので、一括で電子化というのは難しい。

【業種：ホテル業 従業員数：35名】

- マイナポータルは従業員のITリテラシーで対応できるか不安。

【業種：自動車部品販売 従業員数：75名】

- そもそも税理士にe-TaxやeLTAXを使う気がない。また、当社ではITスキルが低い人も多く、勤怠管理すら紙でやっているので、電子化については、かなり難しいと思う。

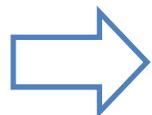
3. システムで解決できること・できないこと



中小・小規模企業の従業員には高齢者などITリテラシーの低い人が存在。勤務形態も多様。このような多様な雇用実態にシステム化で対応することは困難。

企業側での市町村別の仕分けが不要になる等、eLTAXと高度に連動した給与システムが安価かつ簡単に導入できれば、効率化の可能性はある。

- 市町村とのやり取りはシステム化で効率化の可能性はあるが、従業員とのやり取りはシステム化が困難。
- 日本の企業数の約9割を占める小規模企業の半数は手書き処理している。あえて年に1回の申告のためにシステム化するインセンティブが弱い。
- 企業は従業員の副収入やふるさと納税の有無などの把握が困難。システム化しても市町村毎で行われている名寄せ等の再計算は必須。



システム化によって中小・小規模企業の事務は効率化されないばかりか、市町村側の再計算も必要。社会全体の事務負担軽減にはつながらない。

個人住民税の現年課税化に関する 中間とりまとめ

個人所得課税において、給与等は原則として、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

個人住民税も、所得税と同様に、個人の所得に対する課税であるため、できるだけ所得の発生時期と課税のタイミングは近接している方が望ましいことから、個人住民税の現年課税化が検討課題となっている。

近年、IT化の進展、マイナンバー制度の導入や雇用形態の多様化等、個人住民税の現年課税化をめぐる環境変化があることから、当研究会を開催し、個人住民税の現年課税化の導入の可能性について議論を行った。平成28年10月から平成29年12月まで、計8回にわたり議論を行い、今回中間とりまとめを行った。

1. 個人住民税の現年課税化の意義

翌年度課税は、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなる等の課題が指摘されてきた。

近年、雇用の流動化や企業における成果主義の賃金導入等により、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。

また、パート・アルバイト・契約社員等の非正規雇用者が増えてきている。これらの非正規雇用は企業の経営状況に左右されやすく、収入・所得が必ずしも安定していない。

このように働き方が多様化している中で、翌年度課税に係る課題への対応の必要性が高まってきている。

また、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日法律第103号）が成立し、今後は、あらゆる行政手続きを電子的に行うことが原則とされており、税務手続きについても一層の電子化を進めていくことが求められている。こうした税務手続きの電子化は、個人住民税の現年課税化に係る課題解決にも資するものと考えられる。

2. 現年課税化に当たっての課題

個人住民税の現年課税化を検討するにあたり、これまで課題とされてきたことを整理すると以下のとおりである。

① 特別徴収義務者の事務負担

(1) 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- ・ 特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じるが、正確に住所地を把握することは、特別徴収義務者に負担となるのではないか。
- ・ 年の途中で雇用された者（新入社員、アルバイト・パート等）については、1月1日現在の住所地を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
- ・ 特に、雇用者の出入りが多い業種（小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い業種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等）にとって、大きな負担となるのではないか。

(2) 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の住所地市区町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に負担となるのではないか。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフト等のITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

② 納税義務者の事務負担

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、所得税の確定申告を行う者は、前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、超過課税等を反映させた個人住民税の確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地市区町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

③ 市区町村の事務負担

- ・ 確定申告により、市区町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市区町村の事務が煩雑となるのではないか。
- ・ 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、市区町村の事務（システム経費等を含む）の大幅な削減は難しいのではないか。

④ 切替年度の税負担

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

3. 研究会における議論

本研究会では、2. で掲げた課題について、IT化の進展やマイナンバー制度の導入等を踏まえ、特別徴収義務者をはじめとする各主体に係る事務負担を軽減することができないか等について議論を重ねた。検討に当たっては、税務事務に関する給与・会計ソフトを提供している事業者の方々にご協力いただくとともに、実地に中小企業へのヒアリングを実施した。

本研究会における「議論」と「残された課題」について、中間的に整理を行うと以下のとおりである。

①特別徴収義務者の事務負担

(1) 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- 特別徴収義務者は従業員の住所地の把握について、ベストエフォートを尽くし、課税団体誤りによる誤納付については、市区町村間でやりとりする仕組みを作れば良いのではないか。
- 現行では、賦課期日の1月1日と給与支払報告書の提出期限の1月31日が近接しているが、現年課税化した場合、転居等により、賦課期日現在の住所地と税額納入時の住所地が異なるケースが生じやすく、課税団体誤りによる誤納付が多発するおそれがある。誤納付が多発すれば、税額の精算やその手続きのため、特別徴収義務者、納税義務者や市区町村の事務負担が増えるのではないか。
- 住所地によって税率等が異なる場合があるため、特別徴収義務者が住民票等の提出を求めしっかり確認をするか、市区町村が確認して、課税団体誤りを是正する必要があるが、いずれの場合でも手間がかかるのではないか。
- 市区町村において誤納付を是正できるようにするためには、毎月の税額の納入を個人単位にする必要がある（現行の所得税においては、個人別の明細はない）。

(残された課題)

- 従業員の住所地把握については、特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。特別徴収義務者が毎年、1月1日現在の住所地把握のため、住民票等の提出を求めることについて、理解を得られるか。
- 毎月の税額の納入を個人単位にする場合、特別徴収義務者において対応が可能か。
- 特別徴収義務者が行った誤納付を地方団体間で精算することは、次のような課題がある。
 - ・ 「申告納付」方式における税務手続きとして、納税義務者や特別徴収義務者が関与することなく、地方団体間で精算行為のみを行うことが、法制的に許容されるか。
 - ・ 誤納付について、地方団体間で精算するとしても、確定申告や所得証明書の申請を行うために、少なくとも納税義務者本人に対し、課税団体の告知を行う仕組みが必要となる。
 - ・ 年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う必要が生じることとなり、特別徴収義務者と市区町村双方の事務に混乱が生じるのではないか。
- 個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地区町村に納入することが想定される。更に、その場合、報酬等の支払いを行う者は、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する必要があるため、特別徴収義務者の事務負担が増えるのではないか。

(2) 個人住民税の税額の計算・年末調整

- 毎月の税額計算や年末調整について、地方団体で異なる税率等を反映して自動で税額を計算するシステム等を利用すれば、特別徴収義務者の事務負担の増加は、ある程度軽減できるのではないか。
- クラウド型の給与計算ソフトの利用が伸びてきており、中小企業における普及が期待されるのではないか。
- パソコンを利用せず手計算で年末調整等を行っている事業者への対応は課題として残るのではないか。

(残された課題)

- 現在の所得税の年末調整でも特別徴収義務者にとって大きな負担となっている中で、所得税に加え、個人住民税の年末調整を行うことについて理解を得られるか。
- 仮に、システム等を利用するとしても、入力確認や検算を目視で行う必要があり、事務負担が増えるのではないか。
- 中小企業庁の調査では、経営で記帳する際に約2割の中小企業がパソコンを使用

しておらず、約3割の企業が会計ソフトを利用せずに記帳している。このようなITを導入していない場合、給与・税額計算は手作業で行われており、個人住民税を現年課税化した場合に発生する年末調整等の事務に対応することは難しいのではないかと。

- 手計算で事務を行っている事業者の負担をどう考えるか。所得税に加え、個人住民税の税額計算を熟知してもらうのはかなりの負担になるのではないかと。
- 従業員が個人住民税の確定申告を行うことができるよう、新たに個人住民税の源泉徴収票を交付する必要。その際、所得税と個人住民税で、課税標準や税額が異なるため、特別徴収義務者や納税義務者に混乱が生じるおそれがあるのではないかと。

②納税義務者の事務負担

- 課税方式について、所得税と同様、申告納税方式となるため、個人住民税においても確定申告が必要となるのではないかと。個人住民税独自の事項があるため、納税義務者に大きな負担となるのではないかと。

(残された課題)

- 現行では、個人住民税は賦課課税のため、申告書は課税資料(所得把握の資料)であり、所得税の確定申告書を提出した場合、個人住民税の申告書の提出は不要である。現年課税化により、課税方式が申告納税方式となる場合、個人住民税の税額の申告が必要となり、所得税とは別に、個人住民税の確定申告書の提出が必要となる。
- 個人住民税の税額を申告するためには、個人住民税の源泉徴収票を基に、調整控除やふるさと納税等、個人住民税独自の項目を反映して自ら税額計算する必要があり、納税義務者に大きな負担となるのではないかと。
- 前年1月1日現在の住所地市区町村が課税団体となることから、転居があった場合に、課税団体に対し、正しく申告されるか。

③市区町村の事務負担

- 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要ではないかと。

(残された課題)

- 市区町村において所得計算を行わなくても、税額が納付されるため、現在のような所得情報の精度が維持できるか。所得情報の精度が維持できないと、社会保障制度等において適切な運用ができなくなるのではないかと。

④切替年度の税負担

- 2年分課税するのは理解を得られない。経済への影響を少なくするため、N-1年とN年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する方が良いか。

(残された課題)

- 切替年度の税負担の問題は、給与所得だけではなく、事業所得等の他の所得も含めて考えるべき課題である（給与所得のみ1年分の税負担を軽減することは、憲法第14条に定める法の下での平等に反するとする意見あり）。
- 所得の発生時期を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、所得の発生を分散させることで、税負担の軽減を図ることが可能となる。また、これらの所得に係る売買がN-1年とN年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に影響を与える可能性がある。
- 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ、世代間で不公平が生じる。長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることになる。
- 1年分の所得に対し課税しないこととした場合でも、現行の給与所得に係る特別徴収税額の納入は6月から翌年5月のため、現年課税導入年の1月から5月までは2年分の課税が発生する。

4. 個人住民税の現年課税化の実現に向けて

上記3. で述べたとおり、本研究会での議論を通じて、現年課税化に係る諸課題について一定の方向性が見いだせたものがある一方、現時点においては、なお残る課題も多いことが明らかになった。これらの課題について、本研究会では、企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、現年課税化の実現に向けて、今後どのような環境が整備されれば課題解決につながるのか検討を行った。

① 中小零細企業におけるIT化の進展

個人住民税の現年課税化にあたって最も大きな課題は、税関係事務のシステム化が進んでいない中小零細企業の事務負担であるが、最近、クラウドを利用した安価な給与計算ソフト開発が進みつつある。こうしたソフトが普及し、多くの中小零細企業がITを利用して源泉徴収税額の計算や年末調整を行うことができる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の項目を反映した税額計算ができるようになると考えられる。

なお、その場合でも、パソコンやスマートフォンが使えない特別徴収義務者や納税義務者が一定割合、残ることも想定されるため、地方団体等において相談窓口を開設するなど、必要なサポート体制を整える必要があると考えられる。

② マイナンバーカード・マイナポータルの普及

マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地

について、従業員に対し、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり（転居があった場合でも、マイナンバーカードの追記欄により確認可能）、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。

更に、マイナポータルの利用が進めば、納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地がプレ印字された扶養控除等申告書をダウンロードして（生活の本拠が異なる場合は、任意に住所地を訂正できるようにする）、特別徴収義務者に提出するといったことも考えられ、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになる。

③ eLTAXの機能拡充

eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）については、平成31年10月より共通電子納税システム（共同収納）が導入されるなど、機能の拡充が予定されている。この共通電子納税システム（共同収納）の導入により、特別徴収義務者は、複数の地方団体への納税を一括で行うことができるようになり、事務負担を軽減することが可能となる。今後、更にeLTAXの機能が拡充され、地方税の情報センター的な機能を果たすようになれば、現年課税化に係る諸課題の解決に資する可能性がある。

5. おわりに

個人住民税の現年課税化は、特別徴収義務者である事業者に新たな事務負担が生じるものであることから、本研究会では、現年課税化による事業者の事務負担への影響とその負担軽減策について中心に議論を行った。

事業者の事務負担については、上記の共通電子納税システム（共同収納）の導入のほか、平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処置組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する」とされている。まずは、当面、これらの課題を着実に実施し、事業者の事務負担の軽減を図ることが重要であると考えられる。

その上で、4. で述べたとおり企業のIT化の進展、マイナンバー制度の運用状況やeLTAXの機能拡充等も踏まえつつ、個人住民税の現年課税化について、引き続き検討を深めていくこととする。

特徴税額通知(納税義務者用)の 電子化に向けて

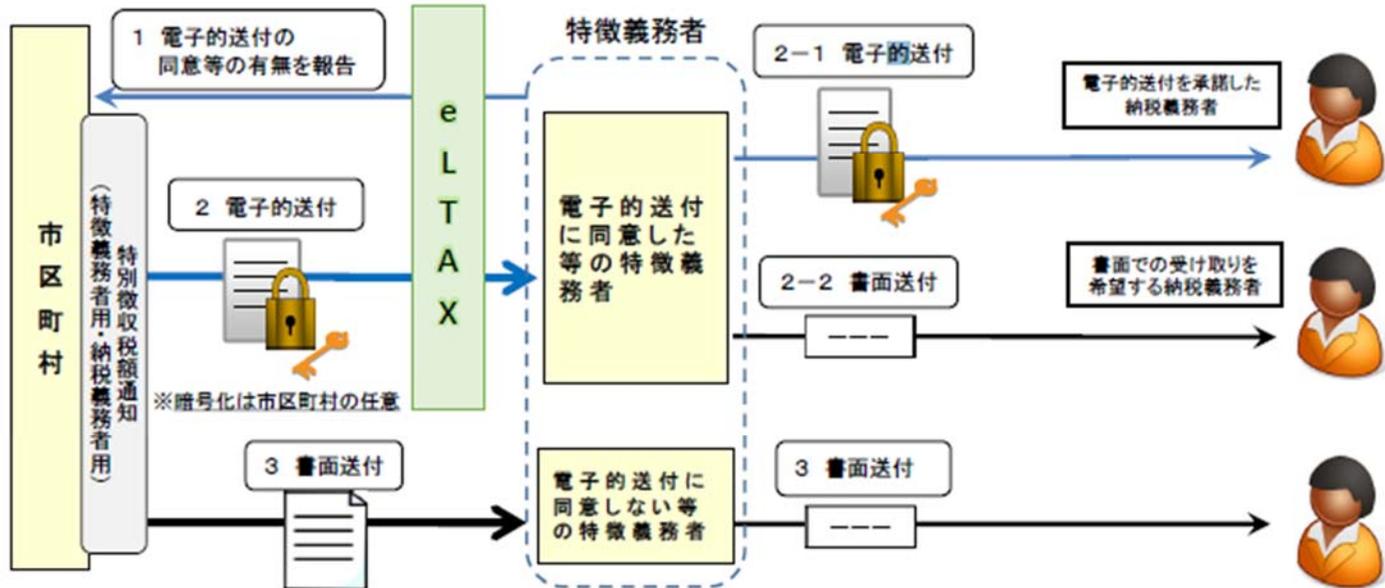
平成30年1月30日

一般社団法人地方税電子化協議会

※調整中につき取扱注意

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化案

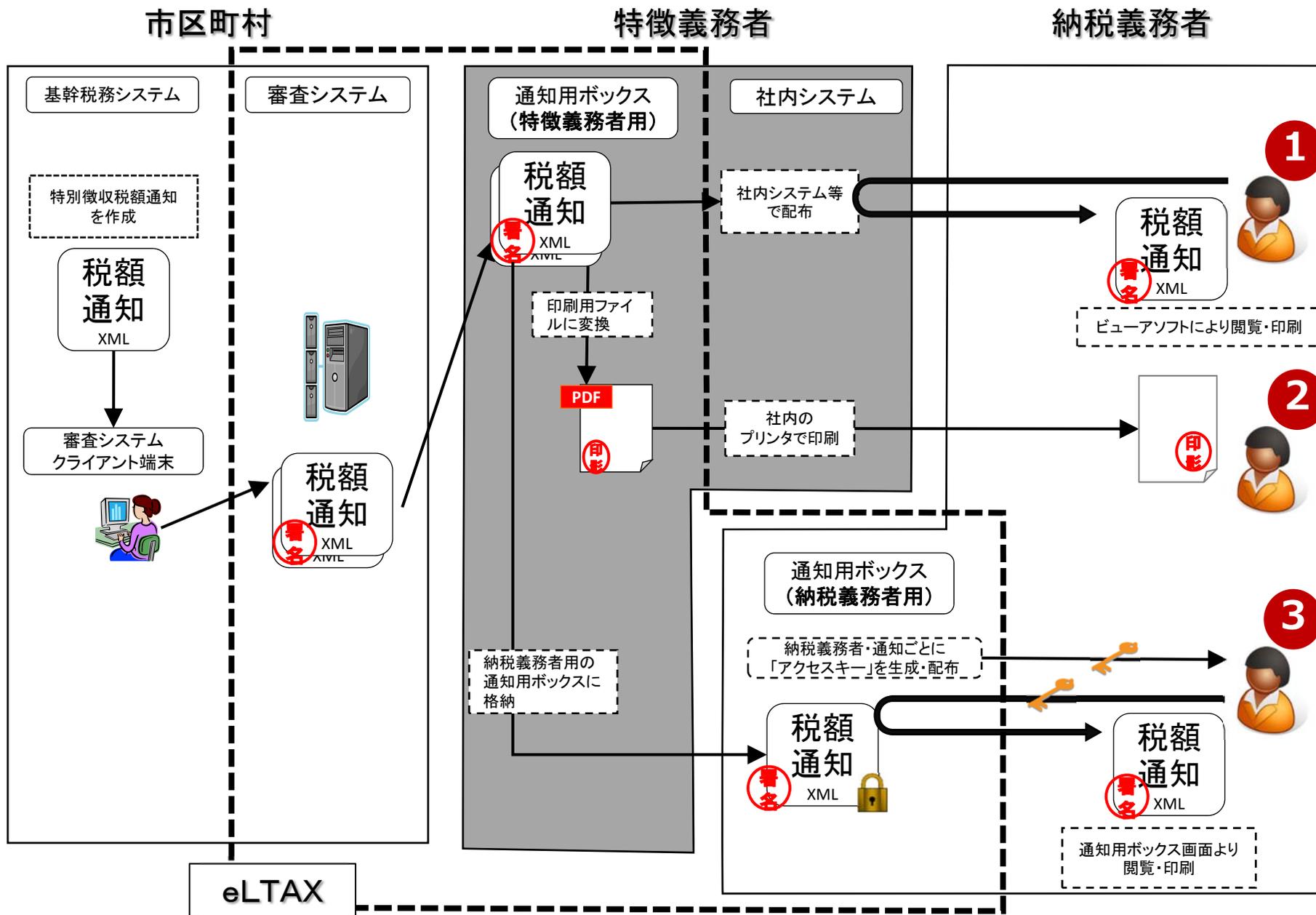
1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告（特徴義務者単位）
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付（通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討）
 - 2-1 特徴義務者は、電子的送付を承諾した納税義務者に対しては電子的に送付
 - 2-2 特徴義務者は、書面での送付を希望する納税義務者に対してはプリントアウトした書面を送付
3. 特徴義務者の同意がない等の場合には、従来どおり、市区町村から特徴義務者、特徴義務者から納税義務者ともに書面で送付



特徴義務者において、書面と電子による送付が混在することがないように、全ての市区町村において、電子化の環境整備を行うことが必要。

○平成29年度第1回個人住民税検討会の内容を基に、eLTAXシステムを用いた実現案について検討を行った。今後、検討を深めて行く際には、いくつかの課題について、整理が必要になる。

特徴税額通知電子的送付の処理イメージ(特徴義務者と納税義務者にとって最適な方法を選択可能)



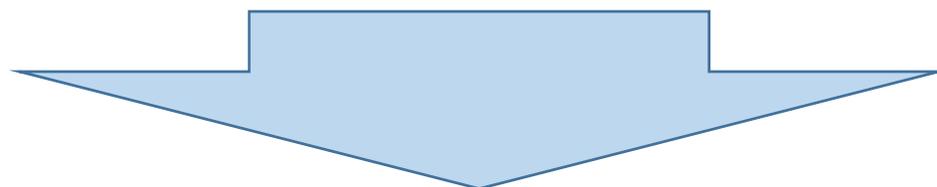
*)ビューソフトはeLTAXからダウンロード可能とする。

配布における複数の手段について

【複数の方法の提供】

納税義務者への電子的な通知に当たっては、特徴義務者及び納税義務者の利便性に最大限配慮する必要がある。

本仕組みにおいては、様々な情報環境にある特徴義務者及び納税義務者に最適な方法を一律に設定することは困難であるという整理の下、複数の通知配布における手段を用意し、特徴義務者及び納税義務者が必要に応じ選択可能としている。

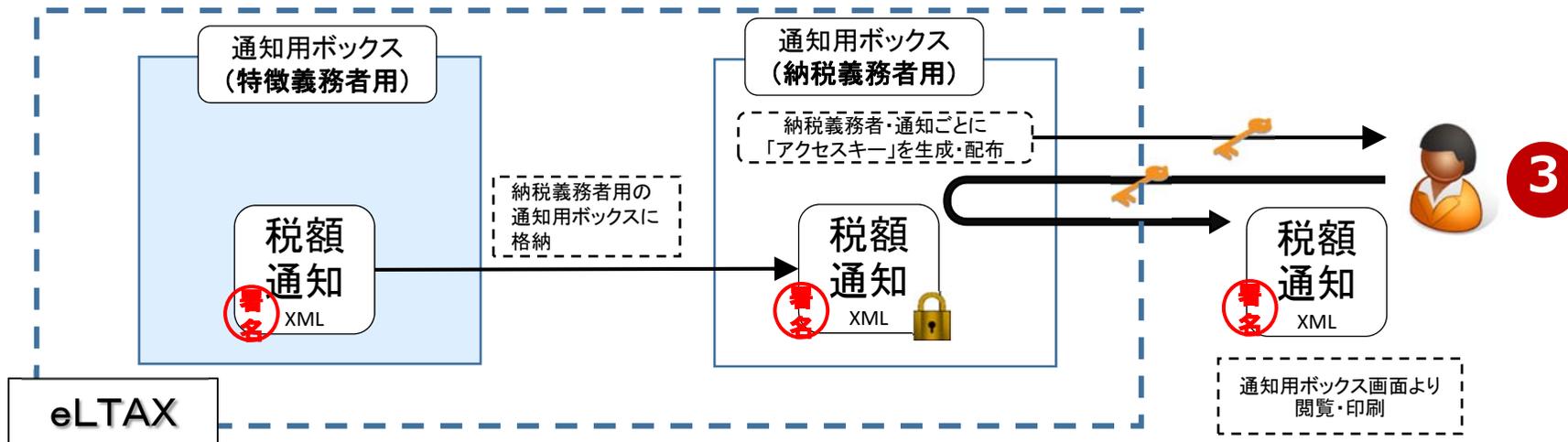


特徴義務者の配布手段について

- ① 特徴義務者の用意する社内システム等により通知を配布
- ② 特徴義務者が印刷機により出力したものを紙で通知を配布
- ③ 特徴義務者がeLTAX上の納税義務者用ボックスに通知を格納し配布

※特徴義務者は、納税義務者毎に『社内システム等で配布する方法』『印刷して配布する方法』『通知用ボックス(納税義務者用)に格納する方法』を選択する。

【参考(③納税義務者用通知用ボックスについて)】



・特徴義務者は、eLTAX上に各納税義務者用の通知用ボックスを作成して、特徴税額通知を格納し、アクセスキー生成を指示する。納税義務者に対しては、eLTAXを通じてアクセスキーを配布する(※1)(アクセスキーはeLTAXにおいて自動生成されるため、特徴義務者の大きな負担とはならないと考えられる。)

- ・納税義務者は、配布されたアクセスキーを用いて通知用ボックスから処分通知を取得する(※2)。
- ・必要に応じ印刷も可能とする。

(※1) アクセスキー配布方法の例: システムに登録したメールアドレスによる自動配布、印刷配布等

(※2) 通知用ボックスとアクセスキーの仕組みにより、秘匿性が確保されるため、通知用ボックスの中身(特徴税額通知データ自体)への秘匿性の配慮は不要であり、特徴税額通知データのファイル形式を柔軟にすることが可能。

第3回 個人住民税検討会

議題 個人住民税の特別徴収推進について

横浜市 税務課長 室 雄司

平成30年1月30日

個人住民税の特別徴収推進について

(はじめに)

- 今回、提示された議題は、本市における個人住民税の特別徴収に係る事務やシステムを前提とした内容であり、現時点で把握している情報をもとに記載させていただいた。
- なお、文中に記載した課題点については、私見であることをあらかじめご了承ください。

1 本市における特別徴収推進への取組の経過

年度	取組に係る主なトピック
24年度	特徴義務者指定に向けた具体的な取組を開始(関係団体への広報、給報へのチラシ同封、税理士会会合での勧奨など)
25年度	神奈川県地方税収対策推進協議会総会にて「個人住民税における特別徴収の完全実施に向けた行動指針」に合意→目標:平成28年度までに県内全市町村で特別徴収の完全な実施を目指す 市町村単独の取組から、オール神奈川での取組に
26年度	神奈川県(地方税収対策推進協議会)『個人住民税特別徴収推進の「オール神奈川宣言」』を採択(26年7月) <ul style="list-style-type: none"> 「県内の33市町村すべてにおいて、平成28年度までに、特別徴収義務者となるべき事業者に対して、特別徴収義務者の指定(特別徴収税額の通知)を行います。」 九都県市(九都県市首脳会議)「個人住民税の特別徴収推進に関する共同アピール」を公表(26年11月) <ul style="list-style-type: none"> 九都県市が連携協力して、個人住民税の特別徴収を推進

【本市における具体的な取組事項】

	実施時期	取組内容
25年度	9月～12月	市内の給与支払者に指定予告案内文送付(約21,000件)
	10月～	アンケート調査実施(2,000件)
	11月～	年末調整説明会での制度説明
	12月	コールセンターによる個別の電話案内(約7,000件)
26年度	10月	市内の給与支払者(一部の小規模事業者等を除く約14,000件)に指定事前(予告)通知発送
	10月～11月	年末調整説明会、税理士会各支部等での制度説明
	11月	市外の給与支払者等(約23,000件)に指定予告案内の発送
	1月～3月	給報処理(市内特別徴収義務者指定)
27年度	5月	市内の給与支払者(一部の小規模事業者等を除く。)を特別徴収義務者に指定(特別徴収税額通知書を発送)
	5月、11月、1月	九都県市共同広報(トレインチャンネル)
	10月～11月	年末調整説明会、税理士会各支部等での制度説明
	11月	市外の給与支払者等に指定事前(予告)通知発送(約17,000件)
28年度	1月～3月	給報処理(市外特別徴収義務者指定)
	5月	市外特別徴収義務者を指定(特別徴収税額通知書を発送)

※ 上記以外に、法人会等の税務協力団体の広報誌掲載など制度周知等を実施(24年度～)

(注)①指定予告案内...翌々年度から特徴義務者に指定する旨の事前案内(指定の前々年度に実施)

②指定予告通知...翌年度から特徴義務者に指定する旨の事前通知(指定の前年度に実施)

2 特別徴収推進の状況

H27の市内事業者の一斉指定、H28の市外事業者一斉指定、H29の東京都の一斉指定により、特別徴収実施率(全給与所得者数に占める特別徴収納税義務者数の割合)は順調に上昇してきた。

しかしながら、同一の経済圏における自治体の一斉指定が完了したため、今後の伸びは微増にとどまることが想定される。

【参考1】特別徴収実施率の推移

	給与所得者数	納税義務者数	特別徴収実施率	県実施率
H26	1,490,091	1,116,363	74.9%	72.8%
H27	1,505,988	1,193,042	79.2%	76.3%
H28	1,531,989	1,246,826	81.4%	80.5%
H29	1,552,232	1,281,216	82.5%	81.7%
H28からの増	20,243	34,390	1.1ポイント	1.2ポイント

【参考2】特別徴収義務者数の推移

	H26	H27	H28	H29
特徴義務者数	159,808	185,507	217,549	220,484
うち課税のあるもの	114,018	129,153	139,440	144,751
前年比増数	8,895	25,699	32,042	2,935
うち課税のあるもの	2,695	15,135	10,287	5,311

3 特別徴収推進の取組に係る課題

(1) 普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一

特別徴収制度の周知・理解の拡大にあたっては、少なくとも共通した経済圏において取扱いに差異のないことが、事業者の利便性の観点及び自治体側での対応等において必要となる。

広域での取扱いの統一は調整に一定の時間を要するため、十分な準備期間をとり、その趣旨等を理解してもらうとともに、原則としての位置づけと、各自治体で任意に調整できる内容の整理が必要となる。

※九都県市(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市)で、東京を中心とした首都圏域における事業者の利便性の向上のため、様式の統一化を実施しているが、調整には複数年を要している。

(2) 給与支払報告書の提出方法(電子と紙媒体)による取扱いの差異

紙媒体で給与支払報告書(以下、給報という。)を提出する事業者については、普通徴収切替理由書を特徴対象の従業員と普徴対象の従業員の給報の仕切紙として提出させている。

一方、電子(eLTAX)で提出する場合は、次の理由などから、**取扱いに差異が生じている。**

- ①添付ファイルの確認が容易でない(1件ずつファイルを開き、確認しなくてはならない)ため、提出を強く求められない
- ②備考欄にコードの記載を求めている自治体もあるが、必須項目にはできない(現に拒否する事業者がある)

また、eLTAXの給与支払報告書のレイアウトに普通徴収を希望するサインがあるため、そちらのみに記入が行われた場合、理由を確認できない状況にあることから、結果として**理由なしに普通徴収を認める状況**になっている(ただし、紙媒体の場合も切替理由書に記載された内容の確認を全件行うことはできないため、事業者側の言い分がそのままになっているケースもあることは否めない。)

(3) 実務レベルでの課題

特徴義務者の指定の後に、異動届により変更を求められるケースが増加している。

→特徴推進により**異動届に係る事務量が増加**

また、大都市圏域では、雇用形態の多様化により、派遣社員など、必ずしも通年で給与を受けていない方のように、給与所得者ではあるが**特徴が実施できない方が増加傾向**にあり、一定程度まで上昇した実施率をさらに引き上げていくのは難しい状況にある。

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

(1) 統一の実施(統一基準の採用)について

単純に考えると、一部の全国的規模の企業を除き、共通した経済圏内にある自治体で統一基準が採用されていけば大きな問題はなく、全国的に統一する必要はない。

一方で、課題に挙げたように、紙媒体と電子との差異が生じていることは事実であり、全国的に電子化を推進していく方向性が示されている中で、緩和条件についても電子データに取り込んで特徴推進に取り組む、ということであれば、理由ごとの符号(コード)の統一化は必須となる。

ただし、すでに都道府県レベルで様式や条件の統一を実施し、複数年を経過している場合、変更が影響するのは自治体側だけでなく、事業者側にも及ぶことを考慮し、事前の周知などについて十分な期間を取る必要がある。

(2) 統一基準の位置づけ

普通徴収切替理由は、法的に定められた要件とは別に、事業者の利便性に考慮するための緩和条件として設けられたものになるため、規則様式などに格上げしていくことは困難と考える。

統一基準については、あくまで全自治体の合意により全国規模で行われるという形で整理しなくてはならないことから、国による技術的助言等を受けた都道府県が、各自治体内の調整を行った後、合意に至る、という手順を進めることが望ましい。

ただし、その際は特徴推進の動きに逆行しないよう、現状よりもさらに緩和された条件とならないよう注意する必要がある。

なお、そもそも緩和条件は法的に定められた要件ではないため、あくまで一時的に自治体側の判断により認めているものであるが、全国的に統一することにより、法に定めのない例外を恒久的な取扱いとして認めてしまうことにならないのかについて、きちんと整理する必要がある。

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

(3) 統一基準の具体的な内容

現在、普通徴収切替理由の統一を行っている自治体で採用している具体的な条件(理由)については、それほど大きな差異があるものではない。

しかしながら条件に対応した符号(コード)は大きく異なっている。

条件の主なものは次のとおり。

	普通徴収を認める要件
1	給与受給者総数が2人以下
2	他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)
3	毎月の給与が少なく税額が引けない
4	給与の支払が不定期
5	事業専従者(個人事業主のみ対象)
6	退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者

上記以外について条件を定めている自治体も一部あるが、内容的には上記の条件に組み込むことが可能なものがほとんどである(例:鹿児島県で採用している「外国航路を航行する船舶の乗組員で、1月を超える期間以上乗船」などは給与支払不定期(上記の4)に統合が可能と考える。)

一方で、上記にある条件を採用していない自治体については、理由を取らずともこれまでも普通徴収を認めていたのではないかと考えられることから、新たに普通徴収を認める条件を追加することになるケースはほとんどないものとする。

しかしながら、統一基準を設けた場合、このような自治体においては新たに条件を追加することになるため、周知や自治体内部の対応のために十分な期間を取る必要がある(事務の取扱いだけでなく、システムで符号の取込みなどに対応している場合は改修が必要になる可能性がある。)

また、すでに統一基準の導入から複数年を経過している自治体も多いことを鑑み、自治体数や規模、抱える特別徴収義務者数等に配慮した符号の設定が必要と考える(公平性を重視して全ての自治体で対応を要する形で整理することは、新たな符号に対応しなければならない事業者をいたずらに増やすとともに、自治体側の事務の効率性からも疑問。)

4 全国的な普通徴収切替理由(緩和条件)や様式の統一について

【参考】政令市所在道府県及び東京都のコード比較(インターネットによる確認)

都道府県	総受給者数 2名以下	他の事業所で特徴 (普徴)・乙欄	給与少額	給与支払 不定期	事業専従者 (個人事業主)	退職者・ 退職予定者	その他
北海道(札幌市)		5	1(少額) 3(非課税限度額)	2	4	6	7(雇用期間1年以内) 8(その他)
北海道(旭川市)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
北海道(上川町)	a	b	c(非課税限度額) d(少額)	d	e	f	
宮城(塩竈市)		③	②	①	④	⑤	
宮城(石巻市)	普A	普B	普C	普D	普E		
宮城県(白石市)	普D	普B	普E	普C		普A	
新潟県		1		2	3	4	
九都県市 (茨城・栃木・群馬・ 山梨・長野の関東甲信で同一)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
静岡県(静岡市・浜松市)	普A	普B	普C	普D	普E	普F	
静岡県(富士宮市)	a	b	c	d	e	f	
愛知県(岡崎市)	A(3名)	B	C	D	E	F	
愛知県(豊橋市)	A	G	B	C	D	E(予定、休職) F(退職)	
京都府	f	d	b	c	e	a	a(雇用期間1年未満)
大阪府		d	b	c		a	
兵庫県		d	b	c		a	
岡山県	A	B	C	D	E	F	G(雇用期間1年未満)
広島県(東広島市)	1	2	3	4		5	
福岡県	F	D	C	B	E	A	
熊本県(熊本市)	E	B	C	C	D	A	
熊本県(八代市)	e	b		c	d	a	
熊本県(水俣市)	a	b	c	d	e	f(予定) g(退職)	
(参考)鹿児島県	C	G	E	F		D	A(給与支払期間1か月超) B(外国航路船員支払不定期)

※1 北海道、宮城県、静岡県、愛知県、広島県、熊本県は道県内統一様式・基準なし

※2 九都県市(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・相模原市・さいたま市・千葉市)

5 今後について

(1) 統一基準について

特徴推進を全国的に進める、かつ今後の電子化推進という方向性を鑑みた場合、普通徴収切替理由の統一化(統一基準の採用)を行うほうが望ましいと考える。

ただし、統一基準の採用にあたっては、前述したとおり、その位置づけについて整理を行い、実施までに十分な周知・導入期間を設ける必要がある。

【参考】統一基準の採用に係るメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none">・特別徴収できない従業員について、居住自治体ごとに異なるコードを確認しながら記載しなければならない状況が解消され、事業者の利便性が向上する。・統一基準により、普通徴収を認める条件に対し自治体ごとに異なる見解が減少することで、給報提出時等の問い合わせの減少が想定される。・電子申告分の給与支払報告に新たに普通徴収切替理由の項目を導入することが容易になる(摘要欄ではなく項目追加)。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・すでに基準を定めて特徴推進を実施している自治体において、切替理由(及びコード)を変更するため、印刷物やホームページの改版、事業者への説明が必要となる。・普通徴収切替理由の符号(コード)を電子的にシステムに取り込んでいる場合は改修が必要になる。

なお、電子分給報においても紙媒体と同様にきちんと理由を確認して普通徴収への切り替えを認めるとする場合は、現在の「普通徴収サイン」項目を切替理由のコードを入力する形に変更する対応を図ることが望ましい(「普通徴収サイン」を残すことは特別徴収の推進に逆行していると思われる。)

(2) 統一様式について

普通徴収切替理由は、法的に定められた要件とは別に、事業者の利便性に考慮するための緩和条件として設けられたものであるため、それを記載した書類(切替理由書)を規則様式等で統一化することは困難と考える。

また、使用方法を含めた注意書き(給与支払報告書の個人別明細の仕切紙として利用しているケースが多いため、記載例や書類の並び順なども指定している場合が多い。)など、各自治体の裁量で任意に変更できるほうが実務に適している。

これらを踏まえると、あくまで理由(符号)の統一のみにとどめ、様式については自治体の判断で決定していくことが望ましい(同じ経済圏にある自治体で統一を図る現在の手法で問題がない。)

5 今後について

(3) 電子媒体(光ディスク等)による給報提出の課題

今後の地方税の電子化を推進していくにあたり、税額通知書(納税義務者用を含む)の電子化だけでなく、特別徴収制度全体で電子化を視野に入れた対応を選択していく必要がある。

その中で、30年度政府税制改正大綱において、電子的に給与支払報告書を提出する義務を、平成33年に現行の源泉徴収票1,000枚から100枚規模に引き下げる旨が示された。

これにより電子化がさらに進んでいくものと考えられるが、一方で、eLTAXではなく光ディスクによる提出が残されたことにより、自治体側での電子化の進捗に課題が残されることとなった。

具体的には、eLTAXでの給与支払報告書については、税額通知書の電子化という対応が取れるのに対し、光ディスク等の媒体による給与支払報告書については、引き続き紙媒体での税額通知書を送付しなくてはならないため、自治体側の電子化、効率化に支障が生じる、ということである。

光ディスク等による提出を選択するか否かは事業者側に任されているため、相当規模の企業がeLTAXではなく光ディスク、場合によってはMOで提出している(H29の本市実績で旧国鉄系の某鉄道会社3,115件、某県警察7,175件など。全体で217義務者、9万5,576件。)

少なくとも、今後の電子化に向け、光ディスクによる提出について期限を切って廃止し、最終的にeLTAXによる提出にシフトしていく必要があると考える。

また、それに伴いeLTAX側のプラットフォームの改善を行うなど、事業者、自治体側双方に使い勝手の良い、効率的なシステムを構築していく必要がある。

特別徴収の推進について

- 特別徴収の一斉指定を行っている都道府県(24団体)間においては、以下のとおり、普通徴収を申告する際の理由が異なる場合がある。

【普通徴収を申告する際の理由一覧】 (n=24)

従業員が2人以下	18団体
他の事業所で既に特別徴収を行っている	23団体
毎月の給与が少額	20団体
給与の支払いが不定期	22団体
個人事業主の専従者となっている給与所得者	19団体
退職者又は退職予定者	24団体
その他	6団体

※「その他」は、「雇用契約期間が1年未満の者」や「休職者」等

※また、理由を選択肢としている場合、当該理由に対応する記号(①、ア、普A等)が異なっている場合もある。

- そのため、特別徴収義務者は、都道府県間で普通徴収を申告する理由が異なる場合を考慮して、必要に応じて自治体ごとに当該理由を確認する事務が発生し、負担となっているとの声がある。

地方税制に関する要望書

(平成29年7月 中国都市税務協議会)

I (2) 給与支払報告書の様式変更等について

① 給与支払報告書(個人別明細書)の様式変更について

特別徴収できない従業員がいる特別徴収義務者が給与支払報告書を提出する場合、当該報告書に普通徴収の理由を記載する欄がないため、その理由を当該報告書の摘要欄へ記載してもらうなど、自治体ごとに異なる対応を特別徴収義務者に求めている。これは、特別徴収義務者に大きな負担となっているため、当該報告書の様式に、普通徴収該当理由の欄を追加すること。

② 特別徴収の例外となる普通徴収の取扱いについて

特別徴収の例外となる普通徴収の取扱いについては、各自治体において地方税法の主旨に沿った範囲で、普通徴収の理由となる要件を定めており、給与支払報告書を提出する特別徴収義務者にとって、各自治体の取扱いが相違していることが負担となっている。そのため、普通徴収の理由となる要件について、全国統一の運用となるよう国から指針等を示すこと。

普通徴収切替理由に係る論点整理

- 特別徴収義務者が従業員を普通徴収に切り替える申出を行う際、次に掲げる2つの事項に関して、特別徴収義務者から事務負担となっているとの声が寄せられているところ。
 - ① 課税庁たる各市区町村において、地方税法に則り普通徴収を認める要件を設けていることから、当該要件が異なる場合がある。
 - ② 上記で述べた要件を定めている市区町村に対し、特別徴収義務者が該当する要件を選択することとなるが、要件の選択肢に対応する符号(a,b,c…、1,2,3…、普A,普B,普C…等)が異なる場合がある。



➤ ①に関して

地方税法第321条の3の規定は、「支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除き、」特別徴収によることとしているところ。

当該規定に基づき、課税庁たる各市区町村は、納税者の徴税上の負担等を鑑み、普通徴収を認める要件を設けている(又は個別判断をしている)が、この認定要件の統一を行うことは課税実務の混乱を招きかねないことから適当ではないと考える。

➤ ②に関して

特別徴収義務者が給与支払報告書を提出する際、従業員を普通徴収に切り替える申出理由(符号を含める)を様式上統一することは課税実務に影響が少なく、特別徴収義務者の利便性の向上に資するのではないか。

普通徴収に切り替える申出理由の様式統一について

- 2ページ「②に関して」については、「(1) 省令様式(給与支払報告書(総括表・個人別明細書))の改正及び(2) eLTAXのフォーマットの変更」により、普通徴収に切り替える申出理由を統一することが考えられる。

(1) 省令様式(総括表・個人別明細書)の改正

2ページ「①に関して」のとおり、普通徴収を認める要件の統一を行うことは適当ではないと考えられる。

第2回検討会で述べたとおり、仮に、省令様式の改正により統一を図った場合、様式上で普通徴収の申出理由を選択肢とすると、当該選択肢に該当することで普通徴収が認められる要件と特別徴収義務者に誤認される懸念がある。

また、書面の給与支払報告書(総括表)や省令外様式である普通徴収切替理由書については、独自の様式を設けて運用しているケースも多く、統一を図った場合の影響が大きいと想定されるとともに、書面様式の統一を図ったとしても独自に項目を追加する市区町村が出てくれば、結果として様式の統一が図られない。

(2) eLTAXのフォーマットの変更

eLTAXを利用した給与支払報告書の電子的提出を行う場合、現在、同報告書のフォーマットがシステムで制御されているため独自様式を設けることはできず、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、普通徴収に切り替える申出理由を記載させるケースがある。

すでにフォーマットが統一されていることから、普通徴収の申出理由の選択肢を設定した場合も、省令様式の改正と比較して影響が小さいのではないか。

なお、eLTAXのフォーマットの変更による場合も、フォーマット上で普通徴収の申出理由を選択肢とすると、当該選択肢に該当することで普通徴収が認められる要件と特別徴収義務者に誤認される懸念はあるため、当該選択肢に該当しても普通徴収に認められない場合があることを丁寧に周知する必要がある。

 以上のことから、省令様式の改正は行わず、eLTAXのフォーマットの変更により統一を図ることが妥当と考えられる。

普通徴収切替理由の選択肢について①

- 各市区町村において申出理由に基づき普通徴収とするか判断することを前提に、その判断材料としての特別徴収義務者からの申出理由を、多くの市区町村が現に設定している申出理由の状況(※)を踏まえ、以下のとおり政令市に提示し、意見照会を行った。

【申出理由(案)】

- A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)
- B 毎月の給与が少なく税額が引けない
- C 給与の支払が不定期
- D 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- E 退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者
- F 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)

(※) 普通徴収切替理由を設定している政令市及び県庁所在市の状況
 <左記の申出理由(案)の選択肢を採用する団体数はそれぞれ以下のとおり>
 A : 41団体、B : 35団体、C : 39団体、
 D : 27団体、E : 41団体、F : 27団体
 (上記以外の選択肢)
 雇用期間1年未満 : 4団体、その他 : 1団体
 (n=41)

【主な意見とそれに対する考え方】

意見	考え方
当市では〇〇という選択肢を普通徴収として認めていないため、理由に入れないでほしい。	あくまでも選択肢は特別徴収義務者が申出を行う理由であり、その理由に該当することで直ちに普通徴収が認められるわけではないが、統一を図る際の課税実務への影響を考慮し、地方団体の意見を踏まえつつ検討を行うこととしたい。
当市の選択肢と内容は同一だが、順序が異なる。(Fの選択肢を一番上にしているケースが多い。)	当該選択肢の内容がA～Eの該当人数を差し引くこととなるため、先にA～Eの選択肢を提示することが妥当ではないか。
Bの選択肢について、具体的な給与支払額を示してほしい。	当該選択肢は、給与所得が特別徴収税額よりも少なく、天引きが困難であることを想定しているため、具体の金額は示すことで、かえって誤解を招くこともあり得る。 なお、非課税基準額を指標とし、明記している市区町村もあると承知しているが、基準額が各市区町村で異なっていることを考慮する必要がある。

※上記以外に、「eLTAXのフォーマットにおいて符号をプルダウン形式とすれば、確認事務の効率化等につながるため、検討いただきたい。」などの意見があった。

普通徴収切替理由の選択肢について②

- 申出理由の統一については、
- ・ 当該申出理由に基づき、各市区町村が普通徴収とするか判断することを前提としつつも、各市区町村の判断基準が、統一された申出理由に収束していき、事実上の基準となる可能性があること
 - ・ 申出理由を統一した後に変更を行う場合、選択肢の追加と比較して 選択肢を削除することについては、関係者の合意が得られにくいと考えられることから、慎重に検討する必要がある。

案1(選択肢を最小とする案)	案2(案1をベースに「その他」を設ける案)	案3(最大公約数的に選択肢を設定する案)
A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者	A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者 E その他 (「E その他」の例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業専従者(個人事業主のみ対象) ・ 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数) 	A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 事業専従者(個人事業主のみ対象) E 退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者 F 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)
案1の考察	案2の考察	案3の考察
○ 地方税法に基づいた運用に近く、特別徴収の推進に資するのではないか。 × すでに、「事業専従者」等を選択肢に含んでいる市区町村への影響があるのではないか。(ただし、事業専従者を雇用する個人事業主のeLTAX利用率を考慮すると、フォーマット上の申出理由の統一の影響は大きくないのではないか。)	○ 「その他」については、普通徴収に認められない場合があると明記すれば、現行の運用への影響を小さくすることができないか。 × 特段の理由なく「その他」を選択するケースが多くなることとならないか。 × 「その他」の理由を任意記載とした場合、特別徴収義務者及び市区町村等の事務効率化につながらないのではないか。	○ 全国の状況を踏まえて、最大公約数的に選択肢を統一しているため、全体としての影響は小さいのではないか。 × 地方税法に基づき、「事業専従者」等を普通徴収に認めていない市区町村は、特別徴収の原則に沿った運用をしてきたにも関わらず、申出理由を認めないことについて、説明責任を果たす負担が生じるのではないか。 (※ なお、選択肢Fについては、申出理由とはいえ、地方税法の規定からすると、全国の市区町村が用いるeLTAX様式において明示することが適当か。)

參考資料

- 納税義務者に起因する事由により、特別徴収を行うことを要しないとする理由については、地方税法(及び逐条解説)において、以下のとおり示している。

■地方税法(抄)

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。 2・3 (略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。 2～7 (略)

■所得税法(抄)

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第八十四条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

【地方税法及び逐条解説を踏まえた給与からの特別徴収を行う必要がないケース】

- ・ 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている
- ・ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1ヶ月を超える期間以上乗船するため慣行として給与の支払いが不定期である者
- ・ 年度途中に退職したこと等により給与の支払いを受けなくなった者

給与支払報告書(総括表)※省令様式

給与支払報告書(総括表)											
平成 年 月 日提出										種別	整理番号
給与の支払期間 平成 年 月分から 月分まで										※	※
給与支払者の個人番号又は法人番号											
フリガナ										提出区分	年間分
給与支払者の氏名又は名称										事業種目	退職者分
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称										受給者員	人
フリガナ										報告人員	人
同上の所在地										報告人員のうち退職者人員	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名										所属	税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号										給与の支払方法及びその期日	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関										(所在地)	

第十七号様式(用紙日本工業規格A5)(第十条関係)

給与支払報告書(総括表)※eLTAX様式

給与支払報告書(総括表)			
平成 28年分 給与支払報告		※ 種別	※ 整理番号
平成 28年10月11日提出		※ 整理番号1	※ 指定番号
大阪市長 殿		1000000002	10003 100000000140
給与の支払期間	平成 28年01月分から 12月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ	シケンタロウ	提出区分	<input type="radio"/> 年間分 <input checked="" type="radio"/> 退職者分
給与支払者の氏名又は名称	試験太郎	事業種目	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称		受給者総人員	1,000人
フリガナ	トウキョウト	報告人員	5人
同上の所在地	135-0051 東京都江東区	報告人員のうち退職者人員	5人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所属税務署名	大阪福島 税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	(課名) (係名) (氏名) (電話)	給与の支払方法及びその期日	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)	(所在地)	
関与税理士氏名	(支店名)	(電話)	

(出典:一般社団法人地方税電子化協議会)

給与支払報告書(総括表)※独自項目追加

○ 給与支払報告書 (総括表)

○ ○ 市長様 平成 年 月 日提出

フリガナ											※ 指 定 番 号		
給与支払者所在地 (住所)	(千 -)										事業種目		
													受給者総人員
フリガナ											摘 要		
名 称 又は 氏 名	印												
給与支払者の個人 番号又は法人番号													
代表者の 職氏名印	印										○ ○ 市 報 告 人 員	一般 (在職者)	人
連絡者の 所属部署 氏名及び 電話番号	所 属 部 署 氏 名											退職 (予定) 者	人
	(- -) 内 線 () 番											乙 欄 等	人
税 理 士 事 務 所	(- -)											合 計	人

法定提出期限 平成〇年1月31日

(出典:岩手県HP)

平成 年度(年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

追加 平成 年 月 日 提出 長 殿

特別徴収義務者指定番号

訂 正	1 給 与 の 間 支 払 期 間	平成 年 月分から 月分まで	10 提出区分	年間分	退職者分	
給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	2 個 人 番 号 又 は 法 人 番 号					
	3 郵 便 番 号	〒 -				
	(フリガナ)					
	4 所 在 地 (住 所)	電話() -				
	(フリガナ)					
	5 名 称 (氏 名)					
	6 代 表 者 の 職 氏 名 印					
	7 経 理 責 任 者 氏 名					
	8 連 絡 者 の 係 及 び 氏 に 電 話 番 号	係 氏 名		17 払 込 を 希 望 す る 金 融 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地		
	9 会 計 事 務 所 等 の 名 称 及 び 電 話 番 号	() - 番		(所在地)		
* 普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。					納入書 要 ・ 不要	

11 給 与 支 払 の 方 法 及 び 期 日					
12 事 業 種 目 そ の 他 必 要 な 事 項					
13 提 出 先 市 区 町 村 数					
14 受 給 者 総 人 員	人				
15 報 告 人 員	特 別 徴 収 (給 与 天 引)	人			
	普 通 徴 収 切 替 理 由 書 の 合 計 人 数	人			
	合 計	人			
16 所 轄 税 務 署	税 務 署				

(出典:千葉県HP)

普通徴収切替理由書例

平成 年 月 日

29 個人住民税普通徴収への切替理由書

●●市(町)

理由

a. 【 人】乙欄適用で他事業所で特別徴収されている

b. 【 人】給与が支給されない月がある

c. 【 人】事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

d. 【 人】退職予定者(5月末までに退職予定の者)

合計【 人】

上記の理由により、普通徴収に切替を願います。

(事業所番号) _____ 事業所名 _____ 印 _____

この紙の下は、市町民税・県民税を給与から徴収できない方(上記理由a~d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

<留意点>

1. この「仕切り紙(退職者用)」及び「個人住民税普通徴収への切替理由書」は、給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
2. 給与支払報告書を送付した後は、異動届の「その他」欄に理由を記入のうえ報告してください。
3. 個人住民税普通徴収への切替理由書の該当する項目(a~d)の【 人】に人数を記入してください。
4. 個人住民税普通徴収への切替理由書の項目に該当しない場合は、パート・アルバイトも原則特別徴収をしていただかなければなりません。
5. 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②仕切り紙(特別徴収用)③給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)④仕切り紙(退職者用)⑤給与支払報告書(個人別明細書:退職者分)⑥個人住民税普通徴収への切替理由書⑦給与支払報告書(個人別明細書:個人住民税普通徴収への切替理由書分)としてください。

(出典:三重県HP)

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

市区町村名		指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」~「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 ()	人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が00万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで) 及び 休職者	人
合 計		人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

(出典:東京都他HP)

給与支払報告書の提出例

4 給与支払報告書の提出

事業者（給与支払者＝特別徴収義務者）は、毎年1月31日までに、従業員（給与所得者＝納税義務者）が1月1日時点でお住まいの市町村（住民税担当課）に「給与支払報告書（個人別明細書）」、「給与支払報告書（総括表）」及び「普通徴収切替理由書兼仕切書」（普通徴収に該当する従業員がいる場合）を提出します。

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、その従業員の「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に「普通徴収切替理由書兼仕切書」の該当理由の符号を記載するとともに、「給与支払報告書（総括表）」の「普通徴収者（個人納付）」欄に該当人数を、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の「人数」欄に理由ごとの該当人数を記載して、必ず提出してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。
提出の際には、以下を参照に綴って提出してください。

- 次の①～④の順に綴ってください。
- ① 給与支払報告書総括表
 - ② 個人別明細書（特別徴収分）
 - ③ 普通徴収切替理由書兼仕切書
 - ④ 個人別明細書（普通徴収分）

※ eLTAX（エルタックス／電子申告）で提出する場合で、普通徴収に該当する従業員がいる場合は、次のとおり対応いただくようお願いします。

- ① 普通徴収切替理由書の「普A 総受給者数が2人以下の事業者」に該当する事業者は、全ての従業員の「給与支払報告書個人別明細書」の「摘要」欄に符号「普A」を入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ② 普通徴収切替理由書の「普B 他の事業所で特別徴収が行われている者」から「普F 退職者及び退職予定者」までに該当する従業員は、「給与支払報告書個人別明細書」の「摘要」欄に該当理由の符号（「普B」～「普F」）を入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ③ eLTAXで提出する場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出は不要です。

◆ eLTAX(エルタックス)の利用に関するお問合せ先
一般社団法人地方税電子化協議会
(電話) 0570-081459 (全国一律通話料)
03-5500-7010 (IP電話、PHS用)
※ 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)
(ホームページ) <http://www.eltax.jp>

(出典:群馬県「個人住民税特別徴収の事務手引き」)

給与支払報告書(個人別明細書)④
普通徴収切替理由書兼仕切書③
給与支払報告書(個人別明細書)②
平成 年度(年分) 給与支払報告書(総括表)①

特別徴収者(給与引去り)と普通徴収者(個人納付)の内訳を忘れずに記載してください。(該当者がいない場合は、お手数でも「0人」と記載してください。)

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、理由ごとの人数を記載し、必ず提出してください。また、個人別明細書の摘要欄にも該当理由の「符号」を必ず記載してください。

